

第八十回国会 商工委員会 議 録 第十五号

昭和五十二年四月二十一日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 野呂 恭一君

理事 中島源太郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 上坂 昇君

理事 松本 忠助君

青木 正久君

柏谷 茂君

島村 宣伸君

辻 英雄君

榎橋 進君

前田治一郎君

板川 正吾君

後藤 茂君

武部 文君

渡辺 三郎君

宮田 早苗君

大成 正雄君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 龍夫君

出席政府委員

公正取引委員長 澤田 梯君

通商産業政務次官 松永 光君

通商産業大臣官房審議官 栗原 昭平君

通商産業大臣官房審議官 山口 和男君

通商産業省生活産業局長 藤原 一郎君

中小企業庁長官 岸田 文武君

中小企業庁指導部長 小松 國男君

委員外の出席者

厚生省環境衛生局指導課長

農林省食品流通局企業振興課長

建設省計画局建設振興課長

自治省行政局行政課長

商工委員会調査室長

河内 莊治君

江上 幸夫君

中川 澄人君

鹿兒島重治君

藤沼 六郎君

本日の会議に付した案件

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出第七一号)

○野呂委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 時間の制約があるそうですから端的に質問をしますから、お答えもまた端的に願います。

中小企業分野法の提出というものは、中小企業業界は言うまでもなく、各方面からこの提出が強く求められてまいりましたし、われわれ各野党といしまして、早くから分野法の法律案を提案していただけたわけです。ところが、何ゆえか中小企業庁が、中小企業に最も理解を示し、中小企業の育成強化を図っていかねばならない庁であるにもかかわらず、腰が重くてなかなか立ち上がらな

かった。これは大企業の圧迫といったようなことがあったという点については否定できないわけなんです。が、それらの点を勘案して、大臣はどうすべきかということについて決断をしなければならなかったのに、歴代大臣においてなかなかこれをやらなかった。そこで、田中通産大臣が生まれまして、前から中小企業審議会において検討はしてありましたが、ここで提出に踏み切ったわけですね。

なぜにこの分野法の提出を渋ってきたのか、そのことについて端的に一応大臣からお答えをいただきたいし、具体的な点については長官からお答えをしていただきたいと思うのです。

○田中國務大臣 お答えをいたします。

従来からの経過は別といたしまして、いまや高度成長時代から安定成長と申しますが、低成長と申しますが、そういうことに相なりますと、いままでのままでの姿ではなく構造的に非常に変化をしてくる。それに対応して、いわゆる大企業の中小企業に對する圧力というものは必然的にふえてまいったのがきょうこのごろの客観情勢だろう、かように存するのでございます。

そういうことからいたしましたとしても、われわれはあくまでも中小企業を擁護し、守っていかねばならないという一面が新たにわたわけてあります。そして、もちろん消費者、大衆の利益を考慮することが最も重要な問題であります。それとあわせまして中小企業をここで擁護しようということでございます。

また、その中におきまして、御案内のとおり大規模小売店舗法というものが一方にあり、さらに商調法というものが、つまり言え、小売関係というものの、小売商という意味じゃなく、いわゆる不特定多数の消費者に對する販売をいたしております商業関係、卸を除きました商業関係の方は大店法と商調法というものがございまし

て、それにおいて紛争の調停、あるいはまた規模の適正化というものをいたしております。それを除きました分野、すなわち製造業あるいは卸業あるいはサービス業の分野におきまして大企業が圧力を加えてまいっております。中小企業を守つていこうということが今回御審議をお願いいたしました法の中核でございます。

さような意味におきまして、中村先生は従来からその方の御専門でよく御承知の次第でございますが、いままでの経過を踏まえまして、この段階においてひとつ新たな法制を必要とするというのが今回の分野調整法に相なった次第でございます。

○中村(重)委員 長官のお答えの前に大臣にもう一つ聞いてみたいことがあるのですが、高度成長時代から低成長の時代に入ってきて、中小企業の果たす役割は非常に大きい。したがって、中小企業の育成強化、中小企業を守つていかねばならぬという、そういう考え方の上になつて分野法を今度提出したということなんです。百尺竿頭一歩を進めて、これまた私どもが法律案を提案し、強く要求してまいりました中小企業省の設置もまた踏み切る必要があるのではないかと申すが、その点についてはどうお考えになっておられますか。

○田中國務大臣 その点につきましては、これまで先生よく御承知のとおり、中小企業と大企業というものは本質的に対立関係にあるものではないのでございまして、ある段階におきましては系列化ということが非常に強く叫ばれた時代もございまして、ただ、いわゆる大きな経営規模が小さな規模かということでございますが、中には中小企業でなくてはならないような特殊な分野もなきにしもあらずでございますけれども、しかしながら、そう考えてまいりますと、中小企業を守つて

いくためにも総合的な姿において行政を運営し、その中において中小規模の業者を守っていかうと、いうようなことでなければならぬと思うのでございまして、これを規模というものを中心にして横割りにすばつと切つて、そして新しい一省を設けますことはかえつて中小業者の方々の利益にもならない、むしろ一連の包括的な中において中小規模の業界を守っていかう、かように私は考える次第でございます。

○中村(重)委員 中小企業省を設置することがあったかも大企業と中小企業というものが対決することになるんだという大臣の考え方は私どもはいたただけなんです。現在は自民党政権だ。その自民党政権の中で各省に関係する問題を総合的に調整をし、政策の展開をやっているわけなんだから、中小企業省の設置は、大企業に対決するためにこれを設けろということを私どもは要求しているのではない。事業数において、あるいは従業員数において、あるいは生産、出荷の面において、高度成長時代における中小企業の果たす役割、国民経済の健全な発展を図っていくために中小企業にそれが要求されておる。ならば、政府は中小企業政策を強力積極的に推進していくために中小企業省を設置して、それが専門的に中小企業の振興発展策を圖っていく、そして総合的に調整していかねばならぬ。それは、中小企業を所管する省、仮にそれが通産省そのまゝの名称であるとするならば、通産省と中小企業省との間で行うでありましょう。また、中小企業政策は各省にまたがっており、ばらばらになっているので、中小企業庁でこれを掌握していかないこともあるので、中小企業省を設置するということは各省にばらばらになっている中小企業政策を一つの省にまとめて、これを総合的に推進していくことになるわけなんだから、そういう面において中小企業省を設置するということは当然でなければならぬ。

大臣のいまの認識は誤っていると私は考えるのですが、私の言うことに反論があるならばもう一

度お答えをいただきたい。

○田中国務大臣 お答えをいたします。

いま私の申し上げた対立するという表現が、対決という言葉を使った関係から少し強く響き過ぎたかもしれませんが、私は、実はそういう意味ではございません。御承知のように、企業数から言いましても日本の九九％近い、九七、八％が中小企業と申してもよろしいのであります。それから、また、従業員数から申しましても就労人口の七割、総人口の七〇％が中小企業と申してもよろしいのであります。同時に、また、大企業と言われるものはえてして中小企業の生産をむしろコンポジションする企業体をなしておるものも相当ございまして、つまり、申すならば中小企業の海の中に浮かんだ船みたいなものが大企業と思ってもよろしいのではないかとさえ思うのであります。

つまり、言うならば、大企業といい中小企業と
いい、経営の形こそ異なりますけれども、あるいは
農林業あるいは商工業というふうな意味から申
すならばこれは一つのものであって、それを分
割することは両者の産業政策上のプラスになると
は決して思わないということを申し上げたいと存
じておるのでございまして、私どもは、包括的な経
営規模かというもので、その関係をしかも一体と

して運営するところに行政の最も重要性があるのじゃないかと思うのでありまして、これを二つの省に分割することによりまして効率的にいいとは決して考えておられないのであります。そのことだだけを申し上げておきます。

○中村(重委員) いま大臣がお答えになったように、大企業と中小企業との政策展開というものがきわめて円滑に妥協性を持って推進されておるとするならば、あえて私どもは中小企業省の設置を主張するものではない。しかし、現実にはそうじゃない。日本の経済の二重構造、親企業と下請企業の関係は、絶えず景気変動のバウンド役を中小企業、下請企業が負わされてきている。中小企業は、大企業の絶えず下積みといったような形になって

いる。取引関係においても大企業が優位性を持って、その地位を利用して中小企業に対して絶えず脅威を与えているという、この現実を否定することはできないと私は思う。ヨーロッパの国々においては、大企業はモラルというものを持っている。したがって、そこで働く労働者の賃金も、大企業と中小企業との間には日本のような格段の違いはない。それらの問題に目をつむって、中小企業省を設置することは、いま対決という言葉は改められたのだけれども、何か大企業と中小企業との関係がうまくいかない、政策が総合的に整合性を持って展開することにならないんだという考え方は、何と言葉を飾られようとも、大企業の利益を優先させていく考え方の上に立っておるといことを私は指摘しなければなりません。

しかし、時間の関係がありますから改めてこの点については議論をしたいと思うのですが、私どもは、中小企業省を設置するということの前に、これだけ是可以であらうということ、つまり、中小企業庁長官を閣議に出席させること、そのこととはできるのではないかということを言うわけだが、これに対して今日までそのことが実現をされてないが、大臣はこの点についてはどうお考えになつてゐるか、また、このことを推進していかうとお考えになりますか。

○田中国務大臣　私は、省の分割という問題が國家のために、あるいはまた商工行政のためによいということならば別に何らやぶさかではございませんけれども、いま申し上げたような意味合いにおきまして、よしんばそれを分けたといたしましても、果たして行政の効率化を招くものだろうか――ただいま中村先生がおっしゃるように、この問題はまた改めていろいろとお話し合いを申し上げたいわけでありますけれども、いま私の所見では、むしろ一体として運営し、また、同時に、大企業に対する政策に対して、中小零細企業に対する政策はむしろ社会保障的な、あるいはまた御審議をいただいております共済法のような福祉的な面とか、あるいはまた金融に対する特別

な措置とか、むしろ一体に運営することによって効率化を期した方がいいという心境に私はほッたいたいまあるわけでございます。(中村(重)委員「長官の閣議出席の問題は」と呼ぶ)

これは省としての新しい制度になりますれば、行政法に基づきまして長官の閣議出席ということもございまするが、いまのところでは、八条機関と申しますか、そういうことで、そういう考えには立っておりません。

○岸田政府委員　中小企業分野へ大企業が進出し、そこで問題が起こるといふ課題は、いわば古くからある問題でございます。それを受けまして、御承知のとおり、中小企業基本法におきまして、中小企業の事業機会の適正な確保を図るべき旨がうたわれておるところでございます。

このような問題につきましては、従来から、問題が起こりますごとにお互いに話し合いをして解決するように指導をし、また、それでも十分対応できない場合には主務大臣が間に入りまして両方の意見を聞きながら、何とか中小企業の経営の維持ができるようにということで行政指導を続けてまいったわけでございまして、私どもは、いま過去の経緯を振り返ってみまして、それなりの成果を上げてきたのではないかと思っております。でございます。

ただ、先ほど大臣からお話がございましたように、近年になりまして非常に問題が多くなってきたわけで、その背景には、不況が非常に長く続いていることと、日本経済全体が従来の高度成長時代から安定成長時代に移ってきたということがあるように思われるわけでございまして、したがって、こういった新しい事態に対してどう対応すべきか、私どもも内部ではいろいろな議論をいたしましたしておりまして、一方では行政指導体制を少しでも強化するという努力も続けてまいりましたし、また、その一環として中小企業分野問題に關する調整官という制度を五十一年度から発足さ

せ、また、各商工会議所あるいは中小企業団体にモニターを配置しまして、問題をなるべく早目にキャッチし、うまく解決するための努力を重ねてきた経緯も先生御承知のとおりでございます。

ただ、問題が非常に多くなってきたこと、また、経済情勢も次第に変わってきつつある中にあって、ちょうど昨年の五月に国会で各党一致の御決議をいただきまして、政府としてこの問題について新しいルールづくりの積極的取り組みをすべきであるという御決議をいただきましたことが、私どもとしては従来のやり方に対してもう一歩前進を図るべきであるというふうに腹を決める一つのきっかけになったと考えておるところでございます。

御承知のとおり、それ以来中小企業政策審議会の中に特別の委員会を設け、何らかの新しいルールづくりを立法の形でどういうふう具体的にしていこうかということについて鋭意詰めました結果を尊重しまして御提案申し上げておりますような新しい立法を用意した、こういう経緯でございます。

○中村(重)委員 経緯はお答えのとおりであらうが、いづれにしても重い腰をなかなか上げなかった。そこで本委員会において法制定の決議を全会一致で行ったということで、ようやく重い腰を上げたというのが実態なんだ。

そこで、昭和三十八年に制定された中小企業基本法十九条に、「中小企業者の事業活動の機会の適正な確保を図るため、」云々というところが明定されているが、私どもは昭和三十八年の十二月に、第四十六回国会において、中小企業者の事業分野の確保に関する法律案を提出した。政府は当然基本法の趣旨に基づいて中小企業分野法の提出をすべきであったと考えるのであるけれども、申し上げたようにやうやく今日提案をするという形になったのですが、この基本法の趣旨、精神というものをどう理解しておられましたか。

○岸田政府委員 基本法の十九条におきまして

は、「国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業者の事業活動の機会の適正な確保を図るため、紛争処理のための機構の整備等必要な施策を講ずるものとする。」とうたつてございます。この条文を受けましていろいろな施策がすでに展開をいたしておりますが、具体的に申しますと、一つは、この基本法が成立しましてから間もなく中小企業団立法を改正いたしまして、新しく特殊契約という制度を設けまして、大企業が進出して中小企業が打撃を受けるといふ場合には大企業と中小企業団体、具体的に商工組合がその被害の防止のために具体的内容を取り決めて協定を結ぶという制度が発足しました。この制度自体がうまく使われてきたかどうかという点が問題でございますが、この法律を直接に引用して具体的な措置をとるといふような形はケースとして少のうございまして、いわばそういう条文を背景にした事実上のいろいろな調整というものが現にいろいろ行われてきたと私どもは理解をいたしておりますし、それが行政指導につながり、先ほど申し上げたような経緯につながっておると理解をいたしております。

そのほか、この事業機会の適正な確保のための手段といたしましては、たとえば官公需対策につきまして、少しでも中小企業に事業機会を与えようというためにいろいろの努力をしておりますことも御承知のとおりでございますし、また、それらの施策に加えて、問題が起りますことこの条文を念頭に置いて措置をやつてまいつたという経緯になっておるわけでございます。

○中村(重)委員 いまお答えになったようなことは中小企業政策の一般的な問題である。特殊契約の問題も緊急避難にすぎなかったということですが、ほとんど効果を發揮してない。したがって、中小企業の振興というものに役立ったということ、どんなにひいき目に見ても言えないのです。

いま私が指摘をし、いまお答えになったような

ことについても、この基本法の制定に当たって、立法者の意識の中には分野法の制定ということが考え方であったということとは否定できないのです。私どもはこの基本法の審議に当たつたわけですが、当時は農業の、現在行っている購買事業という、規制の問題まで真剣に議論をしたという経過があるわけですから、恐らく田中逋産大臣は当時関心をお持ちになっておられたでしょうし、その後この商工委員会の委員あるいは理事として私どもと運営に当たつてきたということがあるわけですから、これは私のいまの指摘を否定はなさるからうと私は思うのです。にもかかわらず今日に至るまで分野法の制定をサボつてきたという政府の責任は何としても免れ得ないというのを指摘したいというふうに私は考えます。

それから、中小企業庁設置法の第一条の目的規定をどう理解をし、認識をしておられますか。

○岸田政府委員 第一条の目的を讀ましていただきますと、「一、国の中小企業に関する政策の目標は、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを旨として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小企業の従事者の経済的社会的地位の向上に資することに努めるものとする。」とございまして、私どもは、大臣からお答えをいたしましたように、中小企業が日本経済の中で長年にわたつて非常に大きな役割りを果たしてきたと認識をいたしております。中小企業の活躍と努力なしには今日の日本経済というものはなかったと申しても過言ではないと思ひます。また、それなるがゆえに、世界の各国におきましても日本の中小企業が注目されておるといふ今日の状況かと思つておるところでございます。

ただ、そう申ししても、この条文の中にございいますように、中小企業が小さいことによるいろいろな不利があるということは率直に認める必要があるだろうと思つております。たとえば、初任給こそ大企業と中小企業の格差はほとんどなくなつてまいりましたが、年齢がたてばたつほど賃金格差がある。また、職種の違いもいろいろあります。ところが、現に生産性の格差も存在をいたしておるところでございます。さらに、資金的な制約というところから技術開発力の面でも問題があり、あるいは大きな投資をしてスケールメリットを得ようという点についても大企業に比べると問題が残つておる。さらに、また、中小企業は数が多いがゆえに販路の面でも過当競争に陥りやすい。こういったさまざまな弱い点があることを何とかして中小企業対策の中でうまく解決をしていくということが特に大切なことではなからうかと思つておるところでございます。

中小企業はいまいろいろの弱い面があるというふうに申しましたが、逆に申しますと、小さいながらもゆえにかなり機動性を持つておる。新しい事態に対して機敏に対応できる。また、経営者と従業員とがいわば一体的経営に当たりながら物事に処し得るさまざまな利点も持つておるわけでございます。私どもとしては、そういう利点を極力伸ばしながら、そして先ほど申し上げましたようないろいろな不利な点を是正していくということが中小企業政策として特に大切なことではないか、また、そういう努力をすれば中小企業の将来というものも新しい道が開けていくのではないか、こういう希望を持ちながら精いっぱい努力を続けたいと思つておるところでございます。

私の理解しておりますこの第一条の考え方についてとらえず御説明をさせていただきますが、今後ともいろいろ御叱正をいただきますと思ひます。

○中村(重)委員 そつけない答弁も困るのだけれども、余り御丁寧な答弁も時間の関係上困るから、余り重複しないように答えていただきたいのです。

設置法の法律目的の中にうたっていることをお読みになったと思う。これはいまお答えになったような政策展開をしなければならぬというふうにお考えになって、それなりにやっておられるのだからけれども、それが十分でないということは法的根拠がないということですよ。恐らく、あなたは、この分野法の制定を待って、これは活発に積極的な自信を持ってやろうという決意を持っておられるでしょうし、そして、その決意の上に立つて私どもの質問にもお答えになっていらっしゃると思う。気持ちはいまお答えになったようなことでいいまでもずつと対処しようということであつたのだらうと思うのだが、申し上げたように、法的根拠がなかったということ、これは歴代中小企業庁長官の意に沿った政策展開ができなかったということと反省される必要があると私は思う。

それから、中小企業基本法の第一条に「政策目標」があり、その目標達成のための施策というのが第三条にあるのですが、その第七号に「中小企業者以外の者の事業活動の調整等によつて中小企業の事業活動の機会を適正な確保を図ること」とあるのですが、この点についてはどのように認識をし、また、対応しなければならぬと考えてこられましたか。

○岸田政府委員 この第三条七号については、「国の施策」といたしましては御指摘のような条文が用意されておまして、それをさらに特定の条文として具体化したものが十九条であると私も理解をいたしておるところでございますが、したがって、中小企業基本法制定当時からこういう問題についての問題意識があり、それを円満に解決するための努力をすべきだというのが国の施策として要請され、また、中小企業庁自身の課題になってきたと受けておるところでございます。これを受けまして先ほど来申し上げておりますような特殊契約という制度を創設し、また、個々の案件についてはできるだけの解決を図る努力を続けてきたという経緯であると理解をいたしております。

○中村(重)委員 同じような指摘になりますからこれは省略いたしますが、いずれにしても、基本法の目的と、それからいま申し上げた第七号の趣旨、設置法の目的というふうなことから当然中小企業の事業分野法というものを制定すべきであつたということだけは否定することはできないということを認識されるべきだということを申し上げておきたいと思うのです。

昭和四十年代の後半から、分野問題をめぐり、中小企業と大企業と紛争というものが非常に増加をしていくのですが、具体的な例としてどういふものがあるかという点について申し上げるとまたあなたがずいぶん長い時間で具体例をお述べになるだらうから、私の方から二、三の点を申し上げますと、まず軽印刷業界に大日本印刷の進出というものがあつた、それから、紙器、ダンボール業界に対する本州製紙の進出、ヤクルトの子会社の豆腐業界への進出、森永乳業の豆腐業界に対する進出、もやし業界へのユニチカの進出、それから総合商社の目に余るクリーニング業界に対するところの進出といったようにもろもろの問題がある。ところが、いまお答えになったようないわゆる行政指導ということによつては、このことがなかなかうまくいかなかった。目に余る大企業の横暴というもので推移してきたということは言えると思ふのです。

そこで、政府自民党は、大企業の利益擁護といたつたような点から、私も要求をしてまいりました中小企業の事業分野の確保に関する法律に對して一片の誠意を示さず、審議をやることでできなかつたということなんですから、遅きに失したとは言ひながら、今回委員会の全会一致の決議に基づいて分野法の制定に踏み切つたということは一応評価をしたい。文句を言うことばかりが能ではありませんから、評価すべき点は評価すべき点として申し上げることに私はあえてちゅうと、これを何とかが規制して、日本経済の発展のためには国民経済の健全な推進を図っていくというふうな点から、中小企業に對してのいわゆる位置づけをしていく、中小企業に對する役割を果たしていくということになってまいりますと、当然業種指定というものがなされなければならぬと私は考えるのだけれども、政府案の中には残念ながら業種指定というものはなされてないが、この点はなぜに業種指定ということを強く審議会にお求めにならなかつたのか。

○岸田政府委員 先ほどの質問に返りまして恐縮でございますが、私もこの立法問題に真剣に取り組みしました当初におきまして、実は、ほかの国にこういう立法例がないではないかと、あるいはこれをやると自由競争の阻害になるのではないかと、あるいはさまたげ議論がございました。ただ、私も、自由競争の中にもやはり一定のルールが必要であり、大企業が突如として進出したために中小企業があつたの経営にも困るという企業がたぐさあらわれるというふうなことは社会的にも一つの問題でございまして、それと同時に、経済的に見ても、従来の投下した資本がむだになるとか、あるいは従業員のいままでの経験がむだになってしまうというところはやはり問題ではないかというのを議論いたしました。新しいルールのための立法が必要であり、また、それができることによつていままでの行政指導がさらに裏づけのある強いものになっていくことを期待して立法に至つたという経緯でございます。

お尋ねの、業種指定をすべきではないかという点につきましては、先ほどお話を申し上げました中小企業政策審議会におけるこの問題についての小委員会でも非常に議論の焦点になつたところでございます。業種を特定いたしましたので、その業種については、大企業が入ってくることに許す可制をとるかあるいは届け出制をとる等々によつてチェックをしていくというやり方がどれほど、確かにこの問題を解決するためには直截簡明な方法でありこういった意味合いにおきまして中小企業団体からもそういう要望があつたことを私も承知をいたしております。

ただ、この業種指定という方式は、一つには競争政策上いろいろ問題があるのではないかと、この点が問題点かと思ひますし、それから第二の問題といたしましては、もつと実務的な問題でございまして、一体どういふ業種を指定すべきかというところが実務的に非常に困難があるという点が議論の第二として出されたわけでございまして、もつと具体的に申し上げますと、大企業が進出して中小企業が打撃を受けること、これが問題の発端でございまして、大企業が一体いかなる業種へどういふ形で出るかということをあらかじめ予測することが不可能でございまして、その意味におきまして、どの業種を指定すべきかということについてのまず事務的な難点が出てまいります。それに加えて、そういう難点を避けるためにはある程度幅広く業種指定をしてはどうかという御意見もございました。

そうなりますと、たとえば中小企業が出荷比率七割以上を占めておりますような製造業の業種数を数えてみますと、全製造業の業種数五百四十七の中の三百二十七、約六割を占めるというふうな実情でございまして、製造業全体の六割を占める業種について一つ一つチェックをし、それについてよいとか悪いとかというふうなことを事前にチェックするということになりましたと、日本経済全体の歯車の回転がおくれてしまひますし、また、事務的にもそれを処理できることではない。これはまた仮にやりましても後で問題が起る可能性も残しておるという点が私どもとしては問題であると思つておるところでございます。

したがって、確かに一つの問題として十分議論をいたしたところではございますが、中小企業政策審議会でもやはりこれはとすることは無理であらう、また適切であるまいという結論に達しましたし、私どもも中小企業政策審議会のそのようなお考え方は妥当しておるのではないかと思つておるところでございます。

○中村(重)委員 冒頭の私の質問に対する大臣の

答への中で、消費者利益を守ることを考える必要があり、あわせて大店舗法とか商調法で小売関係の紛争の調整を図りたいとおっしゃったが、この分野法を制定することが消費者側の利益を阻害するということがあることが政府の考え方あるいは審議会の審議の中で相当根深くあったのではないかと、その点に対する認識はどうかという点です。

それから、いま長官がお答えになった業種指定をする点についてですが、どういう業種を指定するかということについて、確かに非常に困難な面があることは私は否定をしないのですが、しかし、歯車が回らないということとは私どもとしては理解ができないですね。業種指定をしても、その業種の中に絶対に大企業が進出してはいけないというように固定した考え方をもちこたにする必要はない。指定をしているけれども、その指定している業種の中に大企業が進出していくということがどの程度中小企業に脅威を与えていくのか、与えるのか与えないのかという判断の上に立っての大企業の進出ということもあり得るであらうし、また、現に、中小企業から大きい企業へ出世をしていくところの大企業というものの進出を阻むものではないわけだから、もっと弾力的に柔軟性を持ってやり、一応の基準としてこういうものが適当であるという業種指定をするということは何も歯車がとまるということにはならないのではないかと、いように私は考えるが、それらの点の検討はしませんでしたか。

まず最初に大臣から、消費者利益の阻害といったような——いわゆる阻害という表現はお使いになりませんが、守ることを考えてということの意味はどういうことを意味しているのかというところをお答えいただいて、そして具体的な質問に対しては長官から答えてください。

○田中大臣 業種指定をするかしないかという問題について、この審議会におきまして相当真剣に論議を続けられたという次第につきましては長官からお答えをいたしたいと存じますが、業種

指定をすることによりましてどの業種を指定しているかということとはなかなか判別がむずかしい、また、指定してまいりますと次から次にいろいろとまた指定を要するものも出てくる。結局、非常に大きな部分についての業種指定ということになりますればかえってまた自由経済のよさというものを阻害をするというふうな議論もあつたやに聞いておりますが、その点は、審議会の論議の問題は長官からお答えいたします。

○岸田政府委員 第一にお話のございました消費者との関連の問題でございますが、中小企業政策審議会のメンバーは、有沢中小企業政策審議会会長がみずから小委員長になられまして、メンバーとしましては中小企業団体の代表の方々、それから大企業の関係の方々、そして消費者代表の方々、学者の方々、あるいは新聞界の方々等、各界の意見を公正に反映するような形で人選が行われ、そしてそれらの方々の中で何とかコンセンサスを得るような形で努力をしようということ、御承知のとおり十数回にわたる審議を重ねたわけでございます。

その間にありまして、消費者代表の方々からは、大企業の進出を阻止することによってよりよい商品がより安く提供される機会を減少させるのではないかと、あるいは消費者には選ぶ権利があるということから、余り強い規制をされることはいかぬかという意見がございました。これは事実でございます。しかし、他面、中小企業の方々からは、現実にはいろいろなケースに遭遇している立場からしまして、ほうっておけばわれわれの経営が困難になるだけではないかという意見があり、いわば当初は両様の意見があったわけでございます。しかしながら、この問題については、両方の意見を何とか一つのルールにまでまとめるといことがぜひとも必要であるということ、話し合いに話し合いを重ねてコンセンサスづくりをしたいというのが正直な経緯でございます。それから、第二にお話のございました業種指定

の問題につきましては、先ほどあらましのことを申し上げましたが、正直に申し上げますと、一つの業種を仮に指定いたしました場合に、それと同じような事情があるということでは、ほかの業種の方から持つてこられたときには、何らかの物差しがないとこれは無限に広がってしまふおそれがございます。中小企業の方々とすれば、こういうおそれの中に、入って少しも不安を少なくしたいとお考えになるのはやはり当然でございますが、しかしながら、その面に着目いたしましたら、どんふやしていくというところになりますと問題が出てまいるといいますか、いわば製造業のほとんど全部の分野について、中小企業庁ないしその他の所管官庁がゴーストのサインを出すまでは動けないというふうな仕掛けになって本当にいいものだろうかという点が問題でございます。もう少ししぼった要件の書き方はないかということもいろいろ議論をしてみましたが、たとえば零細な企業の方々のウェイトに着目するようなルールづくりの方法はないかというふうなことも中で議論がございました。しかしながら、現実には起こっておりますケースは必ずしも零細な方々だけの問題ではなくて、少し大きな中小企業も含んだ問題が現に出てきております。したがって、この辺についての統一なルールづくりというものはやはり吟味をし、吟味をしましてはむずかしいというのが審議会の結論であつたわけでございます。

○中村（重）委員 そうすると、業種指定を行わなかったというところは、無限に広がるとおっしゃるんだけれども、私どもはそうは考えないのです。事業数の九九％は中小企業でしよう。その中に、数々営々として中小企業が築いてきた分野で、大企業が資本力をバックにして何のモラルも持たないで中小企業を圧迫しており、そしてこれを倒産に追い込む、このことは経済政策の面あるいは社会政策の面から適当ではないんだという考え方の上に立つて私どもは業種指定を主張しているわけなんです。

消費者利益の問題といったようなことについて

はいろいろあったのだけれども、事業分野の制定、分野法をつくるということ、業種指定の問題、これが消費者利益を阻害するという結論的なものでなかったとするならばそれ以上申し上げないのですけれども、消費者利益を保護するという立場から中小企業分野法の成立に対して難色を示し、業種指定ということについて、これを抑えていこうとする考え方があるならば、それは私どもの考え方とは逆であるということをおし上げたいのです。ともかく中小企業が倒産するということになってまいりますと、大企業の寡占化ということが進んでくることは否定できません。大企業の寡占化ということは、言うまでもなくこれは寡占価格というものを上り上げる、さらに画一的な生産とサービスというものが行われてくる、あるいは地場産業をつぶしてしまふことによつて日本の伝統工芸というものが失われてしまふということ、これは大変に重大な問題である。文化的な面から言ってもそういうことが言えるのではなからうかという考え方の上に私は立ちます。

それから、中小企業と大企業と比較すると、中小企業は近代化が全く行われていないのだという認識もあるようでありまふけれども、私はそうではないと思う。いろいろ具体例があげられまふけれども、たとえば軽印刷の場合に端的にこれがあらわれているのではないでしようか。軽印刷業界は、構造改善というところでプリントショップを開発し、近代化を図ってきた。進出をして、技術の面においてもサービスの面においても何ら遜色はない。こういう例は多い。

だから、政府が取り組まなければならぬことは、ともかく中小企業の近代化を図り、中小企業の発展に対して、その役割をいかんなく発揮させるということではなければならないというように私は考えるが、その点に対して、中小企業の進出が中小企業自体の近代化をおくらしてくるんだ、消費者利益を阻害することになるんだという認識がもしあるならば、これを改めてもらいたいとい

うことを私は申し上げておきたいと思ひます。

それから、憲法上の問題といったようなこともいろいろ議論になったのではないかと思ひますけれども、その点はどうなんですか。

○岸田政府委員 いろいろな点についてお尋ねがございましたが、私も、中小企業が日本経済の中において非常に大きな役割を果たしてあり、そしてその中で小企業の方々が安心して仕事に励んでいただけるようにするというのが中小企業庁の使命であると思ひておるところでございます。そして、中小企業の方々がそれぞれ合理化に努力をされ、そしてそれによって消費者の利益にもつたえ、また、日本経済の発展にも寄与されるという姿になることを何とかお手伝いしていきたいと思ひます。毎日毎日一生懸命仕事をしておられるところでございます。その気持ちにおきましては先生と全然変わるところがないと思ひておるところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、業種指定というやり方をやりますことはいろいろな問題がございます。先ほどは主として技術的な問題を申し上げましたけれども、そのほかにも憲法の問題についてお触れになりましたが、実は、憲法に定める営業の自由ということの關係は、業種指定におきましてはやはり一つの議論の課題であらうと思ひておるところでございます。ただ、これは公共の福祉に適合するときにはある程度の制限をつけられる、また、それは必要最小限度の制限である、こういう理解でございます。そういう理解の上に立つて現実を見ますと、中小企業が企業の大企業に進出によってたばた倒れるというようなことは、日本経済全体の福祉というか、日本経済全体の社会的あるいは経済的な観点からいましてやはり問題があるわけでございます。そこにある程度の規制をするということは説明がし得ると思ひます。ただ、業種指定のような形まで行きますと、果たしてそれが妥当であるかどうかという点はやはり吟味をしてみなければならぬ問題ではないかと思ひております。

同様に、競争政策上におきましても同じような問題があるのではないかと感じておるところでございます。私も、中小企業の方々が対応のいともないほどの打撃を受けるということは何とか避けなければなりません。何とか時間を与えて、その間に中小企業自身が合理化し、近代化し、大企業に負けないような力をつけるという、そういう時間を与えることは中小企業政策としても特に配慮しなければならぬ要素だと、かように考えておるところでございます。

○中村重委員 時間の關係がおりますからこの点については多くを申し上げませんが、ただ、あなたの答弁の言葉じりをとらえるという意味で私は申し上げるのではないのでありますが、やはり憲法上の問題ということにあなかも若干ひっかかっているというのを私は指摘しなければならぬのです。まあ、営業の自由というのは憲法の表には出てこないが、しかし、「職業選択の自由」ということが出てくるわけでございますけれども、この営業の自由というのは無限であるとは私は考えないのです。

今日許認可事業というものがあつたわけですが、それは社会的公序との関連というところから当然考へるべきでありましようし、また、許認可の事業といふものもそういう面から政府はこれを認めてきているんだというように考へるわけです。中小企業の分野を確保したとしても、公共の秩序あるいは社会的公正の観点あるいは経済政策という点からこれは当然容認されなければならないというように私も考へる。私も中小企業者の事業分野の確保に関する法律案を提案して、そして業種指定というものが私どもの案の中にあつたのは、憲法論議も十分行つて、その自信の上に立つて提案をしているわけでありまうから、だから、その点に対しての政府の認識というものが、もし憲法上の問題ありとするならばこれを改めていただきたいということを申し上げておきたいと思ふのであります。大企業の自由ということ、そのこととはある意味においては中小企業の自由を阻害し

てくる、この中小企業事業分野の確保というものは、いわゆる中小企業の営業の自由を確保する道にもつながるんだという認識の上に立っていることも改めて申し上げておきたいと思ひます。

今日、中小企業の倒産や失業者の増大を防ぐために、雇用機会の確保を図るといったような面からそのことが必要でありましようし、先ほど申し上げました中小企業基本法の趣旨あるいは中小企業庁設置法にこの分野法の制定というものが要求されておられるということも、解釈はいろいろありましようけれども、やはり、憲法論議というものが十分なされた上に立つて政府みずからが提案をされているということを否定できないということ

を私は申し上げておきたいと思ひます。次に、公取委員長がお見えになつていらつしやいますからお尋ねをするわけですが、独禁法と分野法は相反するといふような意見があるわけですね。一方には分野法は競争制限であるといふ意見もありまう。いま本委員会において審議をされております独禁法の改正問題は、これは市場経済の中で公正競争を促進する、このことは二つ相反するものであるといふような意見もあるわけでありまうが、この点に対しては公取委員長はどう理解しておられるか。

時間の關係があらまうからあわせて申し上げますが、中小企業協同組合の共同行為に対しては独禁法の適用除外になつておられるわけでありまうが、この点をどう受けとめておられるのか、伺つてみたいと思ひます。

○澤田政府委員 お答え申し上げます。

御指摘の独占禁止法の除外規定はそれとおりでございます。中小企業単独では大企業になかなか対抗することがむづかしいといふような観点から、團結によつて初めて経済上の競争単位となり得るといふような中小企業者の組合につきまして、御指摘のようにその競争単位を認めることが公正でしかも自由な競争を實質的に促進することになるという観点で、独占禁止法二十四条は一定の条件のもとで法律の適用を除外しておるのでございまして、これは中小企業保護の観点から今後重要な点であらうと思ひておられるわけでございます。

それで、お尋ねの、今回御審議に相なつておりますいわゆる分野法の問題で、これは独占禁止法の観点からどうかという問題でございますが、私も、消費者大衆との關係におきましては独禁法に言われる事業者でございます。優良な商品や廉価に供給してもらふことが消費者にとつて望ましいのであります。そういう意味におきまして、消費者の観点からいろいろ考慮が加えられることが必要であるといふことを希望としてこの立法化の過程で申し上げてきたわけでございます。

もちろん、大企業と弱い立場の中小企業保護のための調和といふことは冒頭に申しましたように重大な問題でございます。その調和を図るためにいろいろ御苦心なさつたこの法律でございます。その点につきましては私も、同時に、いま申しましたような消費者との調和、短期的に長期的に消費者という立場を考えた調和、大企業、中小企業、消費者の三者の調和、ということをもひとつ御考慮に入れていただきたいということをお願いしてきたわけでございます。

と同時に、もう一点独禁法の立場から申しますと、大企業がその優越した力を乱用して中小企業の分野に進出してくるといふような場合には、当然不正な取引といたしまして法規に照らして厳正な対応をとるわけでございますが、本問題の経過等をずっと考へてみますと、そういう独禁法上のいわゆる不正な取引といふことで処理し得ない問題は、あるいはその守備範囲を越えた問題あるいは若干次元を越えた問題といふことになつてきています。そういう私は理解をいたしておるのでありまして、そういう観点から今回の立法がなされたといふふうに理解をいたします。

したがいまして、その二点、消費者の利益という点と、それから公正にして自由な競争、独禁

それから、第二点にお尋ねのございました小売商を外した理由はいかんといい点でございますが、いまお話の中にもございましたように、小売商につきましては、地域的な調整ということがやはり事の性質上なじむのではないかといいことで、その意味におきまして、従来から大規模店舗舗法におきまして、商工会議所あるいは商工会の中に置かれます商調協において事前いろいろな調整を図るというようなやり方が組み込まれており

ますし、それから、いわゆる商調法におきましては、先生は市場の規制のことについてお触れになりましたが、別途商調法の中には十五条から十八条に「あつせん」「勧告」「調停」という規定が用意されておりまして、これは都道府県知事がその責めに当たるという形になっております。

いづれにせよ、地方的な調整ということが問題を解決するために必要ではないかということからこの体系から除外いたしまして、また、いまの商調法におきましても、法律の条文をごらんになればおわかりのとおり、中小小売商とそれ以外の者との関係等さまざまな問題につきまして、かなり機動的に動けるようになっておることは御承知のとおりでございます。

実績が少ないという点の御指摘もございましたが、いわば、あの条文を背景にして現実の問題を解決した、行政指導によって解決したという事例はかなりの数に上っておりますのでございます。

それから、第三番目にお尋ねのございました「勧告」「公表」では十分ではないかという点につきましましては、これまた審議会でかなり議論が交わされたところでございます。命令なり罰則なりというようなことになりまして、その要件は非常にシビアなものになってまいりますし、どういふ要件を備えた場合にどういふ命令を出せるというようなことがはつきり条文の中にうたい込まれることになるわけでございます。しかし、いま御提案申しております法律のように万般の領域をカバーするということになりまして一つ一つのケースを積み上げるわけにもいきませんので、やはり、一般的なルールとしてはソフトなものにならざるを得ないという感じがするわけでございます。

仮に命令をこの条文の中に入れますと相当要件が限られてしまいますし、また、その前提となる勧告自体の要件もしばっていかざるを得ません。それよりはむしろ勧告を幅広く弾力的に使って、出てくるさまざまな問題に対して機動的に対応する方が問題を解決するにはよりベターなのでは

ないかと私どもは考えまして、御提案を申し上げた次第でございます。

○中村(重)委員 小売の問題については、分野法というのには、ある業種に対して大企業の進出をチェックするというのをたてまえておられるわけだから、これを製造業とサービス業にしろということは適当ではないかというのを改めて申し上げますが、これに対する大臣の考え方を伺いたい。

それから、商調法の改正ということも大臣は十分お考えになっていらつしやいますし、これはもうほとんど働かないですね。きわめておざなりなものです。だから、これも分野法の趣旨を取り入れた形で、これに小売を譲るといふのであるならば、当然この商調法が有効に働かなければならない。したがって、商調法の改正というものは当然なされなければならぬと思ひます。

それから、「勧告」「公表」の問題は、本会議におきましても「命令」「罰則」ということを与野党ともに主張いたしました。これに対して総理、通産大臣も抵抗してないわけでありまして、当然分野法においてこの「命令」「罰則」という形で本委員会において修正の話合いがなされるであろうと私は考えますが、この点に対してはむしろ大臣は抵抗はなされず、快く受け入れられるだろうと私は考えるわけでありまして、その三点に対してお答えをいただきます。

○田中(重)大臣 ただいま長官がお話し申し上げたごとくに、この分野法の対象をなしております製造業、卸業、サービス業等は、むしろ一小区域の狭域の問題よりも広域あるいはまた国家的な全体の問題とも関連いたしますので、かような意味におきまして通産大臣の所掌事項としての面を持つておるわけでありまして、

なお、これに対する商調法との関係あるいはさらにこの後におきます問題でございますが、私どもは審議会の答申をいただきますし、そしてその面において十分審議もいたし、検討もいたして本案を御提出申し上げているわけでありまして、しか

しながら、御案内のとおり、立法府の問題と行政府の関係もございまして、これらの法律の制定等の問題につきまして、立法府の皆様方のなおいろいろの御調整につきましては、もちろん政府といたしましてこれに對しまして今後とも御相談もいたさなければならぬ、かように考えております。

○中村(重)委員 時間が参りましたからこれで終わりますが、この分野法の制定というのは、単に機械的に調整をするというのではなくて、私どもが提案をしておりますように、中小企業の事業分野を確保するという観点に立つて、中小企業を経済政策、社会政策の点から国民経済に寄与する役割を果たさせるという精神に立つて政策展開をされなければ、せっかく成立をいたしましたし、無数の中小企業立法と同じように全く働かないというふうな形になってくるわけでありまして、その点に對してどのような決意と信念を持て大臣は対処していかうとお考えになるのか、その点一つ伺つて、具体的な問題を留保いたしました、私の質問を終わることにいたします。

○田中(重)大臣 ただいま御指摘のように、中小企業の問題は、一分野法の問題やあるいは一商調法の問題だけではなく、非常に大きな一つの日本といたしましての社会問題でもあり、経済問題でもあり、また、国家経済の基盤をなす問題でもございまして、

御説のとおり、私ども、これらはおのおのの一面だけで理解できるものではございませんで、全体を包括的に見直すという段階もある時期には当然必要であらうと考えておりますが、今回のこの新しい分野の問題につきましてはただいま申し上げたような考え方で進んでまいっておりますのでございまして、

○中島(源)委員長代理 前田治一郎君。

○前田委員 分野法についてお尋ねいたしますが、与えられた時間が一時間でございますので、往復と考えますと御答弁の時間は三十分ですので、そのおつもりで時間を節約してお答えを願いたい

と思うのでございます。

通産大臣にお尋ねしておきますが、先ほども質問に出ておりましたけれども、今回の分野法は、従来から中小企業が大部分を占める分野に大企業が進出するのを調整するための分野法ということになっておるのでありますが、その分野法は小売業を除くという除外規定がございまして、小売業というものは分野法の適用を受けない、いわゆる分野法によって保護を受けないということになっております。ところが、その小売業は他の法律によつてこれをカバーしようというお考えでございますけれども、私はつらつら案するに、通産省という役所は製造とか加工とか貿易とかいうことにはなかなか熱心でございまして、いわゆる小売業に対しては非常に疎外感を持っていらつしやるのじゃないかというふうな気がしてなりません。これは分野法に小売業を除外しておるから言ふのじゃありませんけれども、ふだんの姿勢がどうも小売業者に対して冷淡なような気がするの

でございます。通産大臣としてはよもやそういうお考えはございませんでしようけれども、小売業に対してどういふふうなお考えを持ていらつしやるのか。たとえば分野法に関連する法律、すなわち小売業者がよつて立つところの法律というものを改正してはどうかというのを先ほども中村委員がおっしゃつておりましたけれども、いまは分野法だ、そのことについては後日にしたいというふうなお言葉でございまして、この分野法を審議する過程において、通産大臣の御所見として、いや商調法は小売市場の調整であつて、小売店が十店舗以上で、そしてその中の一か店でも生鮮食品を販売する店がある場合はこの法律にひつかけて、そして知事の認可、許可がなければ設置を許さないのだ、そういう法律になつておるんですという御説明がありましようが、それなればそれは大資本、大企業を抑止するのじゃなくして、中小企業者自体の仲間同士の相互牽制、相互調整ということになつてしまつて、これを称して自縄自縛に

陷っている法律と言うこともできると私は思うのでございます。

大店舗法にいたしましても、これはまた後に詳しく触れますけれども、非常にざる法的な性格を持っている。百貨店法を少し衣がえをしてスーパーマーケットにも適用しようとしたところに無理があるとは思いますが、制面面積にいたしましても三千平米、九百坪以上ではありませんか。あるいは地方都市においては千五百平米です。そのような大きな店舗というものは普通小売商店等では絶対に存在しないと私は思います。百貨店以外にはそれだけの大きな売り場面積は必要ないのであって、言いかえると法外な途方もない面積を示して、それ以下ならば自由にやれるじゃないか、それ以上の場合には届け出をしなければというようなざる法的性格を持った法律である。これに依存して小売業者が安閑と営業することは困難だと私は思うのです。

また、中小企業団体の組織に関する法律でしたか、そういう名前の法律がございしますが、これでは企業組合とかあるいは商工組合の設立を規定しておりまして、それらもまた中小企業者である商工業者が自編自縛に陥るような、自分たちだけで調整を行う、大企業にはそれは及ばないということになっておりまして、それらの法律に依存しろと言いましても、それはもうお互いごっこ相互牽制をし合うだけであって、いわゆる中小企業の敵である大企業にはそれらの法律をもって立ち向かうことができなくなっておるじゃないですか。こういうような状態の中でこの分野法が小売業を除外して――まあ分野法自体も製造業、加工業のための法律でありますけれども、これはずいぶんなまぬるい法律だと私は思っておりますが、それにしてもこの分野法から除外して小売業者はあっちに行きなさいという態度、これをもってしても通産省は小売業に対してきわめて冷淡であると言わざるを得ないと思っておりますが、この辺の所見を通産大臣から承りたいと思っております。

○田中中国務大臣 お答えいたします。

私も商工省の出身でございますし、また、商工委員をずっとやっておりますので、これらの経過につきましましては存じ上げておるつもりでございますが、なお改めて通産大臣として就任をいたしました、いかに通産省というところが中小企業問題に連日取り組んでおるかということに、当局の立場になりまして驚くほどでございます。

実を申すならば、この中小企業と申すのは経営規模が小さいというだけの話でございます。その業態というものはまたそれこそ千差万別でございますし、同時に、また、企業というものは生き物でございますから、企業同士の間の経済活動というものはおのおの契約自由の原則に従いまして、業界あるいは企業同士のいろいろな契約がございます。しかも、経営規模が小さいということによりましての業態の、あるいは大企業との間の調整、あるいは業界同士の紛争、あるいはそれに対するいわゆる国の行政としての指導、こういうものは本当に驚くほどに、量的に見ましても、あるいはまた質的に見ましても、多岐多岐にわたっておりますような状態でございます。

そういうことを前提に踏まえまして今回分野法というものが審議されたわけでありまして、有沢先生のもとに、あるいは消費者代表、あるいは経営者、あるいはその他各方面の方々に集まっていたきまして審議を重ねました中におきまして、審議をすればするほどいかに多岐多岐にわたるものかということがますます明瞭に相なりまして、当初は業種指定ということが案外案にできると思っておったところが、いろいろ検討いたしますればいたしますほど業種指定というものが実はだんだんできなくなりましたような経過もございします。

かようなことで、ここに業種指定というものは一応外れたわけでございますが、さらに、また、その間におきまして、製造業、卸業あるいはサービス業というふうな分野と、それからいわゆる不特定の大衆に対します商行為であります小売業

と大規模の店舗の、この商業の関係を分けまして、そして製造業並びに卸、サービスというものを対象に今回御提案申し上げたようなものが出たわけでございます。

小売に對しまして非常に風当たりの厳しい今日のような客観情勢でございますが、特に高度成長から低成長に切りかえた日本経済の現状はいまや構造的にも胎動期に入っております、何といいたしても弱い中小企業に圧力がかかってくるのを私も通産省といたしましては省を挙げて守り抜いていこうという気持ちでいっぱいでありまして、今回の分野調整法もそういう気持ちのもとに審議の過程を経、また貫かれておるといふことをこの際一言申し上げておきたい、かように存じます。

○前田委員 たとえばこの分野法の入り口は、一定の要件を備えた中小企業団体が通産省へ調査を申し出るということから始まるわけでございますが、ところが、この法案のどこを読んでもみましても、そういう申し出を待たずとも通産省自体が中小企業と大企業との紛争が起る気配を察知したときには自主的に調査を開始するんだという条項がございせん。全く一方的に中小企業団体の申し出がなければ動かないんだというふうな組み立て方になっておりまして、私はそこでどうも水臭いなという気がさつきからしておったのでございます。

通産大臣の御所見はよくわかりましたけれども、こういう点で、この法律をこのままでお書きになったとすれば他の小売商業関連法令も改正する意思をお持ちじゃないのかという気持ちも私はありますが、先ほども中村委員がおっしゃっていましたが、私もまた関連法令の商調法とか大店法はぜひ改正しなければならぬというふうに考えております。

先ほどお尋ねしましたのは、その改正をするというふうな言葉をどうとういう気持ちにございせんけれども、通産大臣としてのその辺の考えのほどをお聞かせ願えれば大変ありがたいと思っております。

て先ほどの質問をいたしました、もう一度これをお尋ねいたしました、通産大臣個人のお考えで結構ですが、何かお聞かせいただけませんか。そうすれば大臣のお考え、方針というものが省内に響き渡るわけでございます、大臣自体にそういう考えがなければ各局をいかに叱咤激励してもその考えになつてこないだろうという前提のもとのお尋ねでございますので、よろしくお願いたします。

○田中中国務大臣 政府といたしましていろいろと考えました末に成案を得て御提案申し上げた本分野調整の法律でございますが、もちろん、ただいま申し上げるような中小商工業の問題というものは大変にいろいろな問題を内包いたしておりますので、また同時に客観情勢の変化によりまして常にかこれを修正し、改めていかなければならないのは国家として当然のことでございます。私どもは、ただいま政府として御提案申し上げましたこの法案に對しまして、ぜひとも一日も速やかにこれが通過いたしますようにお願いを申し上げておる次第でございます。

また、先生方の中小企業に對しましての御熱意というものもよくわかる次第でありますと同時に、この中小企業問題というものは、実は、日本国家といたしまして、また経済活動といたしましての最も大事な基礎をなすものであると考える次第でありまして、いろいろな御意見や、あるいはまたこれに對します政策の御研究もあると存じます。

私どもは政府といたしまして提案を申し上げて、ぜひこの法案の速やかな成立をお願いを申し上げますと同時に、立法府といたしましての皆様方の御活動を制約するということは行政府の者としたしましてはでき得ないことであることも当然のことでございます。

○前田委員 この法律案は、われわれ五党共同決議をいたしまして要望して、それにこたえて提案をしてもらった法律案であるということはよく承知しておりますのでございます。だから、そこまでし

てくださった通産大臣に無理を言おうとは思いませんが、しかし、分野法分野法と略して言っておりますけれども、ずっと前にできておる商調法だって、私はここにちょっと控えてみたのですけれども、紛争のあつせん、調停、勧告、報告徴収あるいは立入検査というような義務を業者側に課しております、しかも罰則がついております。罰金一万円でしたか、罰則がついておる。非常に厳しい姿勢が示されておると思うのでございますけれども、分野調整法もその程度の内容で実は立法をしてほしかったのでございます。

そこで、自由主義経済だからというふうなお考えがあるかもしれませんが、さつきも憲法問題が出ておりましたけれども、しかし、いかに自由主義であっても、やはり、それは無限じゃなしに限界があるというふうに私は考えております。ことに、公共の秩序のために必要とあれば制限を加えるべきであるし、この分野法はそのための法律でもあるんじゃないかと私は思うのでございます。大変しつこいようですけれども、もう一点だけ本件について通産大臣の御所見をお聞かせ願いたいと思ひます。

○田中中国務大臣 ただいま御指摘のとおりでございます。

自由というものの限界というものがやはりあるわけでありまして、自己の自由を主張いたしますと同時に、また、他人の自由も尊重しなければならぬというのが民主主義でございます。と同時に、国家といたしましては、過度の自由のためにかえって社会、公共が害されるというときには、当然そこには制約を設けていかなければならぬというところは憲法上の問題でありまして、大企業対中小企業の問題にいたしまして、かような一線というものは確立しておかなければならぬ、これが一つの本来の意味の中小企業を守るゆえんでもあろう、かように存じましたものがこの分野調整法となつてあらわれておる、かようにお考えいただけます。

○前田委員 通産大臣は、どこかの国の大臣がお

見えだそうでございますして時間をお急ぎでございますから、私の大臣に対する質問はこれで終りましたので、どうぞ御退席願つて結構でございます。

中小企業庁長官にお尋ねしますが、先ほど通産大臣のお言葉がありましたとおり、自由に対する解釈、そういうふうな基本理念でいくならば、私は先ほども言いましたが、一定の要件を備えた中小企業団体の申し出があつて初めて調査をするんだ、調査をした結果はその中小企業団体に通知をしてやるんだと、こう書いてあるのですけれども、さて、その後どうなるのかという、中小企業団体と当該大企業との話し合いと申しますか、そういうことで円満に解決するようにしてもらふんだというふうな決め方でございます。それで、通産省、行政庁としてそのあつせんをしようというふうなことが少しも書いてありません。そして、今度は、中小企業団体の要請があれば審議会にかけると、まことに回りくどい、しかも気が抜けてしまったサイダーのような処理方法が規定されておりました、そういう点で、せつかく法律をつくるのだからもう少ししめをつけた決め方ができなかつたのかというふうに私は考えておるのでございますけれども、その辺はなぜこんな中途半端と申しますか、気の抜けた条項になつたのか、中小企業庁長官から基本的にその辺の御説明をお願いしたいと思ひます。

○岸田政府委員 その前に、大臣の答弁に関連をいたしまして、中小企業行政の中で商業、特に小売業が置き去られておるのではないかとこの点につきまして一言申し上げさせていただきます。

御承知のとおり、小売商は全国で百五十万軒ございまして、日本の小売の八割を中小小売業者が占めており、数から申しまして製造業よりはるかに多い事業所を抱えておるわけでございます。中小企業政策の中では非常に大事な分野だといふふうに考えております。これらの中小企業の方々がいわば一般消費者に対する生活必需品の供給の

窓口になつておるわけで、それらの方々が本当に能率よく、かつまた安定した経営ができるようにということ、私どもも一生懸命努力をいたしておるところでございます。

続きまして、ただいまお尋ねのございました、いま御提案申し上げております法案の内容につきまして、まず調査の段階が非常に要件が厳し過ぎるのではないかとこの点につきまして、私どもは、先ほどの答弁の中で触れましたように、現に中小企業の分野調整に関する調整官という制度を持つておりますし、また、各商工会議所及びその他の中小企業団体にこの問題に関するモニターを約三百人ほど配置いたしておまして、問題があるかどうかということについて絶えずチェックをする仕掛けを用意いたしております。これは事実問題として私どもの当然の役割りとして行つておるわけでございますが、法律的な形に直します場合には、調査の申し出、それから調整の申し出、そして調整という順序を踏んで形を整える必要があるから、いま申し上げましたような御提案の形になつたわけでございます。

その際に団体を活用するという点につきましては、実を申しますと、これは中小企業の方々が個々の立場で見られますと、一つの問題に対する受け方が千差万別でございます。やはり、日本経済全体として放置できないような大きな問題というものをこの法律の課題といたしますと、団体として意思統一し、団体として問題ありというような判定が先行いたしますことが問題を解決するための便宜な方法であるというふうに一つは考えております。

それと同時に、両当事者の間の問題解決といひましても、無数の人を対象にして一つ一つ解決するということとは恐らく不可能でございます。当事者をしぼつて、中小企業の代表の方々とお話し合ひにおいて大筋を決めていくというふうなやり方が実際問題としてはやむを得ない方法ではないかと思つておるところでございます。それと同時に、一方で大企業を調整すると同時に

に、中小企業の方々にもこの際積極的に近代化、合理化をしていただく、そういう指導をしていただくのもやはり中小企業団体でございます。以上のような観点から組合を一つの窓口にするという制度をとつた次第でございます。

○前田委員 いま御答弁でちょっと触れられましたけれども、近代化、高度化を図つてもらうのだというふうなことは、これはこの分野法の末尾の条項に書いてございますけれども、それは俗に言うやぶへびなんですね。おまえたが非常に時代おくれの事業をやつておるから大企業が出てくるのじゃないか、しょうがないじゃないか、おまえたちひとつ近代化しろよ、指導してやろうというふうな精神があらわに出ておるようには私は思つてございまして、非常にきつい言い方になりましたけれども、確かにそういう点があらわれておるというふうに思ひます。

この分野法では、一時停止の勧告、それから事業の開始または拡大の時期を繰り下げるということ、そして規模を縮小するという三つの勧告できかないことになっております。そして勧告に従わなかつたら公表するといふのですけれども、果たしてそれで効果があるかどうか、私は非常に疑問を持つております。

お尋ねしますが、一定の要件を備えた中小企業団体とありますが、一定の要件とはどういうことをお考えになつておるのか。それから、公表するとありますけれども、それはどのような方法でどの程度の公表をなさるのか、その点をお伺ひいたします。

○岸田政府委員 先にお話のございました指導の問題でございますが、中小企業の方々はこれからの国際競争力強化という意味合からも、また、消費者に喜ばれる中小企業にならうという意味合から、絶えず近代化、合理化のためには努力をしておられると思ひます。私どもは、それを支援するために近代化促進法の特定業種等に指定をいたしまして、現に応援いたしております。過去に分野調整の問題が起こりまして、その解決に

ろい腐心をした業種の中にも、すでにこういつた特定業種等になりまして、合理化、近代化に励んでおられるという方がございますし、私どももそういう方々については特段に力を入れて応援をいたしたいと思っております。

第二にお尋ねのございました中小企業団体の範囲でございますが、私どもがいま念頭に置いておりますのは商工組合、商工組合連合会、それからそれと同じような実質を有する団体として一定の要件を備えます環境組合、事業協同組合、それから特定の場合には社団法人等も申し出団体に加えてはどうかというふうに考えておるところでございます。

○前田委員 少し細かな質問になりますけれども、第二条の第二項に大企業者の定義が示されておるのでありますけれども、この第一号に括弧書きとしまして「会社及び個人に限る。」となっておりますが、これは非常に意味深長なふうに読めるのであります。さらにまた続いて第二号に「出資口数の総数又は出資額の総額の」云々という字句がございまして、この辺は会社ではない企業体をあらわしておられるのでございまして、どういふふうな企業体をお考えになっておられるのか、御説明願えませんか。

○岸田政府委員 大企業の定義におきまして、いま御指摘がございましたような括弧書きがつけてございまして、この表現につきましては、実は、審議会の段階で生協、農協等の扱いをどうするかということがいろいろ議論されましたことが背景にあるわけでございます。現に、生協、農協等が中小企業分野と競合する活動をし、問題を起こしている事例がいろいろあるということを私どもも承知をいたしております。ただ、そのほとんどが、いわばこの法律の適用除外としております小売業の分野に属すること、それから生協、農協につきましても、それぞれ根拠の法律におきまして、員外利用の規制について必要な規定が設けられておるといふことがございまして、それらの問題はこの分野法と申しますか、事業調整

法の対象としなくて、むしろそれぞれの法律の運用、改善によってカバーをしていきたいし、また、今後問題があれば別途議論をするというような形で当面処理することにした次第でございます。

それから、口数の表現があるのはどういう背景かということでございまして、御承知のとおり株式会社の場合には株式数でございまして、有限会社、合名会社、合資会社等につきましては口数という形をとっておりますのでそのような表現を加えた次第でございます。

○前田委員 私は、生協を別に敵視しようとは思いませんけれども、兵庫県神戸市に神戸生協という名前でしたか、物すごく大きな生協がありまして、あそこでもたしか豆腐なんかをつくっておったんじゃないかと思いますが、そういうようなのはこの分野法では見逃しするわけですか。

○岸田政府委員 小売業への進出ということになりますと、この法律の形からしますと適用除外として処理し、小売商業調整法等の体系にゆだねられるわけでございますが、いまお話しのごさいます小売業としてやっておりますものが製造業へ進出する、まさに逆の形でございまして、こういう場合にも一般的にはこの法律の適用を受けるものと理解をいたしております。

○前田委員 ところが、適用を受けるものは「会社及び個人に限る」という条件がついておるんでしよう。生協では適用がたいじゃないかということになるんですが、しかもあの生協はすいぶんたくさん店の店舗を持って、大がかりな組織になっておりますけれども、員外除外といましてこれではだれでも入れる。百円でしたか、出資金を払えばだれでもいづれでも入れるというような組織で組合化されておる。ある一定の団地なら団地での生協とは全然違うんですね。地域で広く商売をしていてという、もうあれだったら大企業と申すても過言じゃないくらい組織なり規模、設備でございましてけれども、それでも「会社及び個人に限る」となっておりますから、これはもう適用されない

ということになると思うんですが、いかがでしょうか。

○岸田政府委員 御指摘のございました生協の員外利用の問題は、私どもかねてから小売商団体等からいろいろの御要望があり、また、問題が指摘されておるといふことも十分承知をいたしております。私自身も地方におりましたときに、現にいろいろの体験を持っておりますのでござい

ただ、御承知のとおり、生協につきましては、員外利用は原則としても許可制にかかっておりまして、普通であれば組合員のためにやるといふことがたまえになっておるわけでございます。さらに、その許可をするに当たっては関連中小企業者への影響に配慮しなければならぬという特別の条文が別途用意をされております。したがって、法律の形としては一応中小企業者への配慮について必要な規定は用意されておると私どもは理解しておりますものの、現実にはいろいろの問題が起ころうとする。そうなりますと、やはりいままあります法律をいかに運用するかということが基本的な問題になってくるのではないかと申しております。

したがって、私どもも大きな問題がございまして、厚生省等へも連絡をいたしております。また、地方の都道府県知事の協力も得まして、実際にこのせつかく設けられております法律をうまく運用され、そして現地で問題を起さないで済ませるようというところで指導してまいりたいと思っております。

○前田委員 そこで、「大企業者」という字句の定義の問題なんです、先ほど言っておりますように非常に大規模な生協も網から抜けてしまふ。それから、また、出資口数あるいは株式数等で大企業の子会社的なものは適用するようになつていましてけれども、別に出資というふうになつていまして、貸付金というところで、しかも会社の規模は中小企業の特の一億円以下で小さな型の会社をこしらえて、従業員も少なくして、必要な従業員は

全部下請にやらせておるといふようなかっこうにしてしまつて、そして大企業、大商社あたりから貸付金ということで融資を受けてきて、それでこの中小企業者の長年にわたる分野を攪乱しようという、そういう計画をされる人もあると私は思うのです。

だから、一概にこの分野法においてくられておるような大企業者という定義づけでもってかかったら幾らでも網を抜けて泳ぐことができるわけでございます。そういうような網を抜けるものをなくするために、もっとがんじがらめな幅の広い規制の方法、大企業者の定義を決めておかなければいけないというふうに私は思うのでござい

ます。だから、個人の自分自身は中小企業と申うにふさわしいような存在の人でありまして、大商社、大企業あるいは銀行とうまく話がつきましたら、資金を法に触れないように上手に引っ張り出してきて、そして大規模の設備をして中小業者を圧迫するような事業を開始することができると申すのです。それが網から抜けてしまったんじゃないかならないと思ひますので、「大企業者」といふふうな字句じゃないに、大規模事業者とかあるいは大規模事業計画者とかいふふうな表現にした方がよくはないかと思ひます。

別に字句にこだわるわけじゃありませんが、私が言いました網を抜けようとするような考え方を、それは必ずできなくとも思ひますが、それをどう防いでいくかということについて長官の御所見を承つておきたいと思ひます。

○岸田政府委員 御提案申し上げております法律の第二条の「定義」の中で第二項を用意いたしました、大企業者の範囲を定めております。いまお話しがございましたのは特に第二号の問題が中心であらうかと思ひますが、私どもがこの第二号を設けましたのは、大企業者が自分では直接進出せず、いわゆるダミーを設けて進出する場合を何とかして防ごうという意味合いから特に設けた条文でございます。

「発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つてゐるもの」と大変複雑な表現になっておりますもの、簡単に申しますと、出資比率二分の一以上の資本的支配関係を代表的な事例として出しながら、その他事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定めるものもあわせて対象にするということにいたしております。

そうなりますと主務省令でどういふものを定めるかということが問題になってまいります。私どもは、たとえば人的な支配といたしまして、単独の大企業によって役員が半数が占められていて、場合であるとか、あるいは子会社ではなくて孫会社をつくるというような場合も、やはり主務省令で定めて、ダミーとして規制をするということに適當ではないかと思つておるところでございます。このダミーに関する他の立法例もいろいろございまして、十分実情に沿つていふ形での主務省令の内容を決めていきたいと思います。

○前田委員 私、ダミーというふうな単純な表現をしたのでは法網をくぐる者がたくさん出てくるといふように案じておりましたが、そうでなしに、実質的に支配をするあの字句にひっかけた主務省令を完全に決めてもらつたらその辺のところは補いがつくのではないかとふうに思ひますけれども、しかし、それでもなおつかひがたいですね。「大企業者」というこの定義づけをよほど慎重にしなければいけないと思つております。大企業者という中小企業に対する大企業というように考えがちでございますから、それじゃ困るので、そこで大企業の定義というものが条文を設けてあるだけでも、結局のところ非常に不安な条文だけでも、もう頼るのは主務省令ということだけになってまいります。

その主務省令でどのように——いまのダミー

じゃなしに、また孫会社じゃなしに、もっと巧妙な、全く取引としての貸借関係というふうなことで金を引張つてきて、涼しい顔をして、それで商社の意向をくんで、大企業の意向をくんで中小企業を圧迫して事業をやる者があるだろうと思うのですが、そういうものまで網にひっかけたい。ためにはどういふふうな主務省令をお考えになつておるか、条項で結構ですから、簡単にひとつ……。

○岸田政府委員 いま御指摘の点は、実質的に支配するということの実態を見きわめて、そしてこの立法趣旨に照らしてふさわしいような内容を決めるといふことにならうと思ひます。したがうして、これは、ケースを積み重ねることにこういふ脱法があるという事例が見つかりました場合には、それをカバーするような主務省令の改正を行うことが必要だろうと思ひます。

先ほど申しましたのは、とりあえず私どもが思ひ浮かびましたことを例示として申し上げたわけでございますが、この法律施行までさらによく実態を調べて、適当な内容の省令をつくるように努力をいたしたいと思ひます。

○前田委員 そこで、分野法は製造業なり加工業を対象とした法律であり、小売業は商調法なり大店法があるじゃないかということになつてくるのでございませうけれども、これからしばらく小売業についてののみお尋ねをしたいと思ひます。

商調法というのは、さっきもちょっと触れましたけれども、小売業者相互間の相互規制といひますか、相互牽制をさせるというふうなもので、しかも非常に厳しい法律になつております。内容が厳しい。許可制をとり、罰則を設け、距離制限も設ける。大変厳しい法律でございます。もう一つの法律の大店法は、御承知のとおり非常にゆるい法律につかつたような法律である。その二つの法律を押しつけて、小売業者はこれでカバーしていきなさいというふうなことになるから、それで通産省は小売業者に冷たいのじゃないかというふうな質問を私はしてみたいわけでございます。

それじゃ小売業者に対してこの分野法で考えになつておるような圧迫、たとえば大規模店舗の進出による小売市場なり小売店の疲弊を救済するために現在のこの二つの法律で——まあ中小企業団体の組織に関する法律ですか、これの商工組合も入れれば三つになりますけれども、そんなところで小売業者を擁護してやることのできるかと考へかどうか、まずその辺から伺いたいと思ひます。

○岸田政府委員 この法律の対象から小売商を除いたいたしましたのは、いわば小売商というものは本来の性格からして非常に地域に密着した産業であり、問題を解決するためにはそれぞれの地域の事情に応じた解決をするというのが一番ふさわしい、まさにそのために大規模店舗法があり、商調法があり、大規模店舗法においては商調法というふうな組織を活用して地域の事情を反映する、また、商調法においては都道府県知事が第一線に立つてあつて、勧告、調停をする、こういう仕掛けが用意をされておる、このことが念頭にございまして適用除外をしたわけでございます。したがつて、この小売商をめぐる紛争問題についてもう手を触れる必要はないというふうなことではなくて、むしろ、この法律に入れるよりもっとふさわしい道具が現に用意をされておるといふことから適用除外にしたというのが正直な気持ちでございます。

その際に、いまの大店法なり商調法なりが問題解決のために十分うまく使われているかどうかという点につきましては、私も大規模店舗法については直接所管の立場にはございませぬものの、見ておりますと、三千平米あるいは千五百平米以上の大規模店舗の出店についてはいろいろの調整が現に行われてきておりますし、また、いま申し上げました基準面積以下のものにつきましても、現に通産局等で個々に問題を解決するために努力を重ねておられるわけでありまして、さらに、商調法につきましても、確かにこの条文自体を運用した実績は乏しいと思ひますが、

この条文のあることを背景にして、現に都道府県知事の段階で調整をされた事例はかなりの数に上つておると思つておるところでございます。私どもは商調法を所管いたしておりましたもう一度条文を振り返つてみますと、条文の内容自体は、中小小売商とその他の者との間の紛争という意味合いで、メーカーの直販の問題あるいは卸の直販の問題、あるいは先ほど御指摘のございました生協、農協の問題、こういった問題を含めまして幅広く使えるという意味合いから申しますと、先ほど申しました地域的調整の問題がなじむという性格の違いに加えて、実質的にもかなり使える可能性を持つてゐる道具であると思つておるところでございます。それをもっとうまく使うようにするために、私どもは近く何らかの通達を用意いたしまして、そして具体的にこれがうまく使えるよううな指導をやつていきたいと思います。

なお、一般論といたしまして、小売についていろいろの問題が起つておりますことは私どもも十分承知をいたしております。商調法ができましたからもうすでに十数年たつておりますし、大規模店舗法ができましたからこれ三年を経過いたしました。その間における経済情勢の変化がいろいろ大規模店舗法なり商調法のあり方について新しい課題を要請してゐるのではないかと、この点については、私もなによりやほり十分吟味をしてみる必要があると思つておるところでございます。

○前田委員 商調法は仰せのとおりでありますけれども、ここで私が強調しておきたいのは、あの商調法で小売市場が規制されていることです。小売市場というものはさほど大きなものじゃないのですよ。五十坪あるいは百坪というふうな市場もたくさんある。言いかえると、大規模店舗法で決めている面積以下のずっと狭い面積の店舗、しかもそうたくさん店がない市場が多いのですけれども、大阪に特に小売市場が多いと言われておりますが、そういう状態である。それを規制を厳しくやつてゐるのですが、小売市場を建築したりし

ている、いわゆる店舗提供をしている業者というのは、大企業に大企業に中小企業者が多いというふうには見えておらず、大企業は、特にスーパーマーケットなんかはそんなばかなことはしないのです。スーパー経営者がそういう店舗を設置した場合は、これは自分で販売を直営せずいろいろな業者を百貨店みたくに入れて販売しておるところもあると聞いておりますけれども、それはしかしスーパーマーケットとしての、大規模店舗としての法適用を受けるものだから、商調法の小売市場じゃないのだということによって、平気で、大阪でしたら三千平米、地方都市でしたら千五百平米以下なれば開業ができるようになってくる。この辺が非常に不公平があると私は思うのであります。

通産省、中小企業庁では、この商調法の適用を受ける業者とそれから大店法の適用を受ける業者を——これは非常に質が違ふのでありますけれども、彼此比較してみますと大変不公平であるということにお気づきになっているかどうか、お尋ねいたします。

○岸田政府委員 私承知しておりますところは、大規模店舗法ができる前に、御承知のとおり百貨店法というものが戦前から、一時中断の時期を経て長い歴史を持っておるわけでございます。当時は許可制ということで法律が用意をされ、またそれに従って運用されておったものが、その後果たしてそういうような形でいいものだろうかどうだろうかということについて、非常に真剣な、しかも長い議論が行われた上、今日の大規模店舗法に移ったという歴史的経過を踏んだと承知いたしております。

特にその際問題になりましたのは、一方では確かに中小小売店の事業機会の確保ということを中心とした大企業と受けとめなければならぬが、同時に流通の近代化あるいは消費者の利益という点にも配慮していかなければならない、その三つの意見をどう調和するかということについて議論が重ねられたあげくいまのような法律体系に移っていったという経緯であると承知をいたしております。

そうなりますと、今度はいま御指摘のように商調法との具体的関係いかんということが問題になってまいりますが、商調法の中で、市場の規制はいまお話にもございましたように許可制になっておりまして、大規模店舗法が届け出制を原則にしておりまして、その形が違つておるとは御指摘のとおりでございます。

市場の問題は、私の記憶では、たしか震災後ぐらいに公設市場ができ、それにならって私設市場ができたという大変古い歴史を持った存在でございまして、戦後の状況を振り返ってみますと、一般の小売商の中で、一つは百貨店という大きな存在があり、他の一つの存在として市場という集団形態があり、それ以外には個々の小売商が全国に散在をしておる。こういう形が前提になって小売商業調整法ができたのではないかと理解をいたしております。

正直に申しますと、その後いろいろの経済情勢の変化ができてまいりました。集団形態というものが、伝統的な市場以外に寄り合い百貨店等の形態が出てまいりましたし、また、ショッピングセンターの中にテナントを入れるというような形態も出てまいりました。

こういったごく最近の新しい情勢にいまの商調法が本當にうまく合っているかどうかというような点はやはりいろいろ考えなければならぬ問題があるだろうと思つておるところでございます。また、御指摘のように大規模店舗法とのバランス論というものが当然出てまいらうかと思つております。

私も、こういった新しい課題に対応いたしましてどう考えるべきかというように、つきましては先ほど申しましたように真剣に議論をし、小売商全体のあり方の一環として考えてまいりたいと思つておるところでございます。

○前田委員 時間がありませんので答弁はなるべく簡単に願ひたいのです。そこで、小売市場は商調法で非常に厳しく規制

をしておる。そして、スーパーマーケット等は大店法で非常に寛大な規制をしておる。両方とも同じような商品をおいておる。小売市場は十店舗以上というところで規制を受けるのですけれども、では、スーパーの方は十店舗以上に相当する売り場がないかというところ、十店舗以上に相当する広い売り場を持っている。これを舶来語を使つて、やれスーパーマーケットだとかショッピングセンターというふうなことで考えないで、あるいは大規模店舗とかいうふうなむずかしいことを言わないで、いっそのこと、そういう形態の販売店は全部あれは小売市場だというふうに法律上ではみなすことにしてもいいというふうに私は考えておるの

でありますけれども、あの店法で個々の小売業の集団ともみなされるスーパーマーケットが非常に寛大であるというところに、政府は大資本、大企業に対して寛大であつて小規模零細業者に対しては過酷であるというふうな感を私も持つわけでございます。

そこで、あの商調法と大店法なんかは合わせて一本にしてしまつて、法律の整理をやりまして、そしてスーパーマーケット等のようなものも小売市場と同じ程度の規制をかけていくというふうな法改正が必要であると私は思ひますが、もう時間がありませんからこれを長官からお尋ねして——大店法は産政局の所管でしたかね。本来は産政局と少し議論したいのですけれども、中小企業庁長官にその点の所見を伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○岸田政府委員 小売商がその本来の役割りをフルに発揮していただけるように私もいろいろ知恵をこらしておるところでございます。正直に申しますと、大規模店舗の進出に伴つて打撃を受ける、これを何とかショックを緩和するといふような方策と、他面では中小企業自身が力を合せて大規模店舗に対抗するような力を蓄えること、これを応援していく、両面で一生懸命中小企業対策、特に中小小売商対策を進めていくということが必要なのではないかと思つておるところでございます。

います。いまお尋ねの中小小売店を守るための各種の施策について、大規模店舗法あるいは商調法等の関係についてももっとと勉強し、場合によつては一体にするようなことも考えてはどうかというように、小売商に関する規制のあり方について、新しいいろいろな情勢を踏まえ、なおかつ国民経済の中における小売商の役割りというものに勉強しながら、この際、産業政策局とも一緒に勉強していきたいと思つておるところでございます。

○前田委員 私の大阪では、もう日々のごとく次から次へと大資本、大企業の経営する店舗が進出しかけて、それによつて周辺の小売商店、小売市場がびくつき動転いたしまして、それをやられたのではわれわれはもう完全に死に絶えなければならぬというふうなことで反対運動を起し、われわれに陳情するということが頻発いたしております。これは大規模店舗法の内容が不備であるからだというふうに考えますが、商調法と大店法をさつき言いましたような方向でぜひとも改正すべきであると私は思ふのですが、それをこの分野法の審議と並行してぜひ政府提案として出してもらうぐらいの意気込みが欲しいというふうに私は考えております。

その御努力を要望いたしまして、私の本日の質問を終わります。

○中島(源)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後四時五十七分開議

○中島(源)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐野進君。

律案につきまして、社会党の立場から大いなる感慨を込めて、大臣以下関係者の皆さん方に質問をしてみたいと思います。

と申し上げますことは、この委員会でこの問題が提案されるに至りました経過の中で、歴代の通産大臣、あるいはまた中小企業庁長官、関係局長に対して激しい口調というか、厳しい態度というか、人間的にはいささか反省をしなければならぬような状況の中で追及を続けてきた。そういうような関係からきょうこの委員会が質疑をすることができるようになったことに対して大変大きないろいろな意味における感懐を持っておるわけであり、そういう意味において、私は、通産当局が上げることのできないと思われた重い腰を上げてこの問題に取り組まれた熱意に対しては心から敬意を表しておきたいと思っております。

この間、中小企業庁を初め通産当局あるいは関係者が通産省としての立場に立つては大変苦しい状況下に置かれたと思っておりますが、今日置かれておる中小企業者の厳しい情勢を察知せられて本案の作成をされたということに対しては、その努力を多とするとともに、しかしながらこの成案が得られた状況の中においては大変不満であるという立場に立たざるを得ないということ、努力は認めるにしても結果としてはわれわれの立場からすればきわめて不十分であるという思いを持ちながら質問をしてみたいと思っております。

そこで、まず基本的な問題といたしまして通産大臣と公正取引委員長に質問をしてみたいと思っております。

この間、商工委員会におけるところの全会一致の決議に至りました間におきまして、時の通産大臣あるいは公正委員長はいろいろな形の中で見解の表明をなされました。しかし、通産大臣としては、その事情の厳しい情勢下にあることをおおむね認めるとともに、中小企業者の自主的な努力によって、そしてまた及ぶ限りの通産行政の力を尽くすことによってこの問題の処理を図りたい、したがってできれば行政指導の形において

解決したいということを経り返し述べられ、政治的な問題として、公正取引委員長はやむを得ないとしても、このような問題については、これまで行政指導、行政的な形の中においてできるだけ解決を見られることが必要ではないかというようなことを言われておったわけであり、

しかし、その後における情勢の変化、当委員会における二回にわたるところの決議等を受けまして通産大臣の発言も変わってまいったわけであり、お二方はその後この問題が提案される状況の中で着任をなされ、いまこの委員会の審議に当たっておられるわけであり、私どもも、田中通産大臣といたしましては、私どもにとりましてはきわめて不満であるというこの法律案につきましてこれから十分審議を尽くしていくわけでございますけれども、結果的に与野党を含めて総合的に不満であるという背景の中で、この問題に対して十分審議をした経過の中で、一定の結論を出したいと私どもは念願いたしておるわけであり、委員会に出されたところの結論についてはこれを尊重していかれるお気持ちがあるかどうか、この点をまずお伺いしてみたいと思っております。

独禁法のたてまえ上から、競争を制限するような形になる本法案に対しては好ましくないが、政治的な面としてこの問題についてはやむを得ないものとして認めるという見解を前委員長は発言され、あなたもそのような意味における発言をしておられると私どもは聞いておるわけでございますが、今日の大企業と中小企業の紛争が大企業の力に任せる状況の中における紛争と——紛争というよりもむしろ犠牲者が犠牲をなすという形の中でみずからを守ろうとする形でそれらの運動が展開され、今日法案として提案されておるわけでございますが、これらがある程度与野党一致の状況の中に強化された内容をもって可決せられるというような状況に至りました場合、あなた方はどのような判断に立たれるか。この点についてお二方にまず基本的な問題として質問をしたいと思

うのであります。

○田中 中国務大臣 佐野先生の、今日までの非常に長い商工委員会の過去を振り返られましたので、まことに温情あふれる御表現のもとに、本法案の提案について今日までの経過を感慨を持ってごらんになったというお言葉は私どももまことに胸を打つものがございいます。

本間に未曾有とも言うべきこの不況の中における中小商工業の現状というものを国家として国民として守り、これを救い上げていかなければならぬと私は思います。同時に、また、中小企業というものがわが国の経済の特色でもありますけれども、経済のベースは中小企業であるとさえ思っておるものであります。私どもはここに通産行政をお預かりいたす者として、審議会の御答申を拝読して、その中の消費者、生産者、あるいはまた言論界等各方面の真剣な御審議の結果本案をつくったわけでございます。私どもの中におきましてもいろいろ議論が残っておりますことは当然でございますが、しかし、中小企業庁といたしましては、また通産省といたしましては、政府案としてここに御提示申し上げたわけでございます。これをもとに大いに議論もしていただき、大いに御審議を尽くしていただきたいのでございます。

私どもは行政府の者として政府案を御提示いたしました。皆様方は立法院とされましての別な御見識とお立場があるわけでございますが、何はともあれよかれと思ふ一念から中小企業の育成保護というものは愛情を持って貰きたい、われわれも皆様方と同じ気持ちでもってこれから本案の審議を尽くさせていただきます。かように私は存ずる次第であります。

○澤田 政府委員 お答えを申し上げます。

このような重要な法案が国会の日程に上るということにつきましては、やはり大きな時代的な背景というものを感ずるわけでございます。かねがね申し上げますように、大企業と中小企業の間には調和を図らなければならぬ幾多の問題がござい、この分野調整の問題もその重要な問題の一

つだと考えます。

こういう問題を解決するにつきまして、私はときどき申すのでありますが、独占禁止法のためえから申しますと公正にして自由な競争が行われ、関係当事者が共存共栄できるような方式がとられることが望ましい。つまり、大企業も中小企業もそれぞれの特色を生かして繁栄する、公正な競争裏に消費者のために奉仕するということが独占禁止法第一条の目的にもかなうものである、こういうふうに思っております。しかし、このごろの様相を考えますと、競争法のためえだけで重要問題を解決するということは非常にむずかしい事態が起こってまいっておりますのであります。これは自由競争秩序を維持するための独禁法のたてまえと、それからむずかしい問題を解決するための統制法を必要とするという事態、このむずかしい接点を示すものではないかと思っております。

私どもとしては、分野調整問題につきましては、大企業と中小企業の調整を図ることは非常に重要なこととございます。それを立法化したに当たっては、できるだけ公正な競争を制限しないで消費者利益を損なうことのないような内容が望ましいということをおねがひ申し上げてまいりました。次第であります。今回の政府案は各方面の意見を集めた中小企業政策審議会の答申に基づいて作成されたものでありますけれども、国会におきましての御審議の結果の御意見の一致するところが定められますならば、その結果を私どもは尊重することは申すまでもないところと考えておる次第でございます。

○佐野(進)委員 そこで、きょうは各省にも関係局の人たちにもそれぞれおいでを願っておるわけですが、通産大臣に質問をいたします。

公正取引委員長は、いまお話しのように、それぞれの調整の中で本法が成立された場合は虚心に協力をするという形でござい、いわゆる中小企業問題は通産省や中小企業庁だけじゃなく、政府間に非常に広範に関係を持つ省庁が多い

わけでございますが、それらと十分折衝せられ、連絡は十分行われ、本法が施行された場合いささかのトラブルもなく完全に執行されるような状況下になっていると私は判断するのですが、そう理解していかどうか、審議に入る前にまずこの点の大臣の見解を承っておきたいと思ひます。

○田中中国務大臣 御案内のとおり、各業態の中に大企業、中小企業はあるわけでございまして、先生の御質問は、建設省の関係におきましては大企業と地元、零細な中小企業がある、あるいはまた農林省関係におきまして、水産関係におきまして大企業と中小企業があるというふうな意味であるかと存じますが、さような面におきましては、この分野調整法を出したすにございましては、もちろん関係各省庁合意のもとに、また御提案だけではなく、今後も関係各省庁みなこれが円滑な執行につきまして責任を持つ次第でございします。

○佐野(進)委員 きょうは私は一時間三十分の予定で質問することになっておりましたが、本会議がおくれた関係上時間が大幅に短縮いたしましたので、総括的な面についてなお聞きたい点がたくさんあるわけでございしますが、これは各個別の問題に入りましてはそれぞれ聞くことにいたしました、質問をしまして進んでまいりたいと思ひます。

そこで、まず私はこの法律案の内容についていろいろ検討いたしましたのでありますけれども、幾つか大きく目につく点があるわけであります。なお、その目につく点の中で、原則的な面についてはいささか中村委員の方から質問がなされて、それぞれ答弁が行われておりますので、私はいささしく突っ込んだ形の中でこの問題についての質疑を続けていきたいと思います。

まず、第一に、私もこの法律案をいまでも分野法ないし分野確保法、あるいは分野調整法という言葉を呼んでおるわけでありますが、この法案のどこを見ても「分野」という字がほとんどと言っていいほど使われていないわけであり

ます。そして、また、表題におきましても、「事業活動の調整」という形の中において書かれておりますが、分野の調整という言葉も使われていないわけであります。

分野調整法あるいは分野法、分野確保法というやうな文字がなぜに意識的という形の中において消されているのか、これは原則的な問題でありますので、この点についての見解を明らかにしていただきたいと思います。

○岸田政府委員 いわゆる分野調整という用語は、特定の事業分野を分野ぐるみ中小企業に確保するといふ発想のもとでの調整というようにとられるおそれがあるのではないかとすることが私ども部内で議論しておりましたときの問題になった点でございます。

御承知のとおり、一般的には、特定の業種をとってみましても、その中には大企業と中小企業が併存いたしておる状況でございます。その意味で、特定の事業分野が中小企業向けの特別の領域であるといふふうな誤解を避ける方が適切ではないかという意味で、立法の段階でいろいろ検討いたしました際に分野調整という用語を省略した次第でございます。

なお、途中の段階におきまして、「分野をめぐる紛争の調整」というような一段下がった言い方はないかという御議論もございましたが、そうなりますと、むしろ大企業と中小企業がお互いにかみ合っておる中で政府が横から見ていて行司役をするといふような姿勢にとられかねないという点もございまして、ずいぶんいろいろな議論をいたしました。最終的にはいま御提案申しておりますように、中小企業の事業活動の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律という大変長い名前になったわけでございします。

ごらんをいただきますとおわかりになります。中小企業の「事業活動の調整の適正な確保」という基本精神を何とかこの表題の中にもうたい込みたい、また、そういう基本精神のもとに中小企業の

経営の安定ないし発展を図るために大企業者の事業活動の調整するんだといふことを何とか表題自身の中にもうたいたいという、こういったねらいといひますか、思いがこの表題の中に込められておるといふふうに御理解をいただきたいと思つておるところでございます。

○佐野(進)委員 いまの答弁では満足できないのです。たとえば自民党の案でも各党の案でも、いわゆる世論という形の中では、一つの分野の中におけるところの問題点としてこれをとらえ、それを確保するの調整するのことが問題であったわけですね。この表題の中では「調整」という文字が残つて「分野」という字が消えているわけですね。したがって、だれが考えても、「調整」だけ残つていゝという形は、分野確保法という形の名称よりも分野を調整するといふ形になる。そして、さらに、分野調整から「分野」だけが抜かれて「調整」だけが残つた。

したがって、この場合においてははっきりしておかなければならないことは、この問題であなたが言われるのは、この「分野」を抜いた意味は、本質的に中小企業者の立場を守るといふ形の中において抜いたといふことである。しかし、そうではなくして、「分野」という文字をこの際残しておけば、情勢の変化に応じては、相変わらず大企業がその力に任せて出た場合においても、この法律のたてまえは調整をするんだという形の中で、公平だといふ形の中で大企業者の立場を守ることとできる、その余地を残しておいたんだというようにも解釈できるわけであります。

したがって、この際は速記録なりその他のものではつきりすると同時に、少なくとも本法のどこかの部分に「分野」という名を記入することによつて、あなたがいま言われることの意味を強調した形の中で、分野を守っている中小企業者の立場に立つてこの法律があるのだ、いわゆる行司役としての立場よりも中小企業者の立場に立つ法律だといふことを明確にしておくべきではないかと考えるのですが、その点はいかがですか。

○岸田政府委員 私どもも、各産業活動の中で中小企業がどういふ地位を占め、どういふ役割りを果たしているかといふことをいろいろ勉強いたして見ました。過去数年の実績をとらえてみますと、たとえば中小企業が出荷比率の中で七割以上を占めております業種、これが三百二十余りございします。それから逆に大企業が七割以上を占めておるといふ業種が七十余りございします。そして、その両方にも属しない業種が百三十余りといった実情にあるわけでございします。しかも、その業種の中身が時の経過とともにかなり変わつておるといふ実態が別途の調査で明らかになっております。そういった事実を踏まえて、この業種は中小企業のための特別の業種であるといふようなことは経済の実態から言つてなかなか言いにくいといふことが背景にありまして、先ほど申しましたように、中小企業のための分野といふような言葉をあえて避けたといふ経緯でございます。

ただ、それは申しましたが、この法律を立案する趣旨が、何とかして中小企業者の方々に本心に安心して仕事をしていただけるようにすることと、これを基本的な目的としておりますことはもうお話し申し上げるまでもないこととございまして、まさにそういう気持ちがあればこそ「中小企業者の事業活動の確保のための」といふことを、大変長うございしますが題名の中に積極的にうたい込んだわけでございします。

したがって、その題名自体から、私どもが何とかして中小企業者の事業機会を守らうといふ気持ちであることをお察しいただきたいと思ひます。

○佐野(進)委員 察するにしても、表現が表現でありますから後で誤解を生むといけませんので、私はこの条文その他の中に「分野」の字を残したいという希望を強く持ち、それらについてさらに積極的に努力してみたいといふことだけを申し上げておきたいと思ひるのであります。

次に、この法律を全体として見てまいりますと、第一条に「大企業者の大規模な」とあつ

て、以下、「大企業者」とか「大規模な」という形の名前が相当多く出ています。各項目にほとんど、「大企業者の大規模な」とか、あるいは「同種の事業につき大規模な」とか、いわゆる「大規模な」という表現があるが、これはそういう表現の中で大企業者の立場を守っておるのではない。

こういうような新たに進出することを計画した大企業が単なる大規模企業者であるという形の中で、その範囲はどこが大規模なのか。たとえば新日鉄であるとか、麒麟麦酒であるとか、いま言われておるような企業の独占的な状態あるいは寡占的な状況にある大企業が、その企業の行方意味におけるところの「大規模な」ということになりますれば、相当程度大きな影響を与えることになり、また世の中の批判にさらされますが、それ程度には大きくなく、しかしながら中小企業者にとつては非常に大きなシェアを占めておる企業があるわけでありまして、そしてその企業が「大規模な事業をやるといふ」にしても、一般的に認識からいいますれば、その大規模なものではない。しかし、その大規模ではないけれども、その業種にとつては非常に大きな打撃を与えるものであるというように解釈に達する場合がたゞさんあるわけでありまして、したがって、これをどう理解するか、これをどう判断するかということは大変むずかしい問題になってくるわけでありまして、その問題の結論をつけるまでも大変時間がかかり、中小企業者に影響を与える大企業者の大規模な企業の進出は、この法文をそのまま解釈するとほとんど進められていく可能性を持っておるわけですが、

性があると思うのであります。したがって、この大企業者というものの「大規模な」というのを、むしろ、新たにその企業を計画し、それを行うという形の中に問題が発生する可能性が出たときにそれぞれの措置を講ずることのできるような状況にしておくことが最も望ましいのではないかと私は判断するわけですが、この点について大臣に、と言いたいのでございますが、長官、ひとつ答弁をしてくださいます。原則的な問題です。それから大臣に答えていただきたいのですが……

○岸田政府委員 この法律で使っております「大企業者の大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大」といいますのは、大企業が設備の新増設等を行い、それによって従来の事業規模を一段と拡大し、それによって需給バランスが大きく崩れるというような事業活動を表現したものでございまして、実は、この表現に至ります前に、一体どういう事業の開始または拡大を対象とするかということについてはいろいろのケースを挙げまして、これは入るこれは入らないというように議論を詰めてまいったわけでございます。たとえば設備はそのまま稼働率だけ上がった場合はどうであるとか、あるいは一時休業しても一度再開した場合はどうであるとか、こういったケースについては厳密に書きますと、一つ一つ、これはいいこれは悪いというように条文中に書かなければならぬことになるかとも思いますが、それではかえって千差万別な大企業の進出について画一的な処理になり、実情に沿わないおそれがある、細かい議論はいろいろあるにしても、やはりある程度の簡潔な表現でくくった方が機動的に対応できるであろうという意味で、表現を苦心をいたしまして、「大規模な」という字句に整理をいたしたという経緯でございます。

ております経緯からいたしますと、この辺は業種、業態に応じてきめ細かい運用が可能になるような表現という方が運用としてはやはりはるかに実情に沿っているのではないかと感じておるところでございます。

○佐野（進）委員 時間がありませんから余り具体的な例はそれれ申し上げることはできませんが、大臣、長官、こういうことがあるんですね。たとえばユニチカが、栃木県のある一つの工場が遊休施設ができたからといってその工場の一部にもやしの設備をつくった。工場のほんの一部です。日本全国に散在する工場の施設の中のほんの一部の工場に一つの施設をつくった。ところが、それは、全関東に供給するいままでの何十社からの業者が生活をしておった、その業者の供給するシェアよりもその工場でつくり上げるものやしの量の方が大きいということになるんですね。ユニチカにとつては千分の一か百分の一かの施設であつても、その地域に散在する関東全域の業者や業者について言えば死命を制する施設になつていくんですね。このようなことはこれからどんどん起こるわけですよ。そういうときに、これは本当に大規模じゃないんですよ。本当に小規模なんです。その大企業者にとつてはほんのちっちゃな事例なんです。ところが、その地域にとつてはこれは死命を制するほどの大打撃を与えるんです。これは「大企業者の大規模な」という形の中においては、このようなことはいわゆる大規模な進出じゃないわけですよ。そういうことをわれわれは心配しているわけですよ。したがって、そういうことが今日置かれてある関係業界の中においては、もう多々あるわけですよ。だから、私は、この「大規模な」というようなことよりも、むしろ「新たな」という形の方がより適切だと判断するわけですよ。これはまた後で問題にするといまして、さらに追及し、質問をしてみたいと思つております。

こういふことが言われておるんです。第五條第一項の中に「拡大の時期、規模その他の主務省令で定める事項のうち自ら調査することが困難であるものについて調査するよう申し出ることができ」となっているんです。「その他の主務省令で定める事項のうち」の「定める事項」というのは大変ですね。そのうちで、「自ら調査することが困難であるものについて」中小企業団体はこれを申し出ることができるという形になつておるんですね。

そういうような形に限定されていった場合、たとえばいまのような形の中でもやしの工場ができて、それが全国的に影響を与えるというようにことにはなつた場合にどうするかということについては、それはもう死活の問題ですからやります、全国的にばらばらじわじわと出てきたというような場合においては、そういうことがわからないうちに具体的な影響を与えるような状況になつてくる。そして、そのような具体的な影響を与えるような状況になつたときに、みずからその調査をすることが困難であると判断する状況まで待たなければならぬ。あるいはみずから判断できなくとも、そのようなことは全国的な動きでありまして、政府なり都道府県なり知事なりはその状況を把握することができるといふわけですよ。

そういったときに都道府県、地方公共団体なり政府みずからその調査をするというところの方がより適切ではないかと思つておるわけですね。それをやらないうちのことは、みずからその責任を逃れ、特にこの段階の中で地方公共団体が何らかのその問題について関与することができない条文であるというところは、今日大規模小売店法その地方における条例化が進められつつあるほど地方行政はこれらの問題に対して深刻に関係しておる。その状況の中でこういうように枠をはめておるというところは、前項とも関連いたしますけれども、きわめて不適切な条文であると判断せざるを得ないものであります。大臣、いかがでしょうか。同時に、また、自治省の方がおいでになつてお

られると思いますが、地方公共団体がこの事前チェックの段階におけるところの調査等の問題に直接関係されないで地方行政が混乱する例もたくさんあるわけがございますが、そのような影響を及ぼすような事実があったときに、こういう問題について都道府県知事に主務大臣が報告をする、連絡をとる、そしてその報告、連絡に伴い、これに対して「自ら調査することが困難であるもの」以外を含めて調査をされることの方がより適切ではないかと判断いたしますが、自治省の御見解はいかがでしょうか。

この二点について説明をしてください。

○田中政務大臣 原則の問題について、また特に本法の重大な「大企業者」あるいはまた「大規模」あるいは「調査」の問題でございますが、そういうふうに先生がいろいろとお考えになりました、でも、どうもこれは相対的な問題であったり、主観的な問題であったり、なかなかおかし、——かようなことが審議会の審議の中においてもいろいろ論じられたのだからと存ずる次第でございますが、私は一緒に審議したこともないのでございまして、政府委員からかわってお答えをいたさせていただきます。

○岸田政府委員 問題をなるべく早くキャッチして解決のための手を打つということが一番肝要でございます。その意味におきまして、通産省も調整官を設け、また、モニターを設けていろいろ実情の調査に当たっておりますが、中小企業者の方におかれましては、やはり問題があったときにはすぐ解決のための動作に移っていただく必要がございます。

そういう際には、中小企業団体みずからでは力の及ばないところを何とか政府の力をもってカバーし、それによって問題解決のための動作を早く進めるといふ意味合いからこの条文が特に設けられたわけでございます。その立法の趣旨からいたしまして、これを特に制限的に使うという気持ちはございません。

○佐野(進)委員 中小企業政策審議会の答申の際

において盛りられていなかった事項が、本法が政府案として作成される過程の中で盛り込まれたという努力については、冒頭申し上げたとおり私も評価をしております。評価をしておりますが、いまも申し上げましたとおり、この条文そのままだと読みますと、骨抜きというのか、実際上さしてこれを具体的に発動することができるとしては非常に大きな歯どめがかかっているのではないかと、いう点について聞いたわけでありました。

特に、都道府県知事の問題については——都道府県知事だけでなく市町村長も含めなければならぬ、その権限、その置かれてある今日の状況下において、地方自治体がこれら中小企業者に関係するところが非常に多いわけでございますが、自治省の見解をこの際聞いておきたいと思っております。

○鹿児島説明員 お答えいたします。

地元の産業を育成するという地方公共団体の立場をお考えいただきました御指摘、まことに私もっともだと思っておりますが、私も自治省といたしましては、この法案のそれぞれの規定にそなう都道府県知事の権限を規定するというところにつきまして、若干技術的になつて恐縮でございますが、いささか疑問を持っております。と申しますのは、この五条の調査の申し出にいたしましても、あるいは七条の調整につきましても、規定にいたしましても、それぞれこれは国として大規模な調整についての規定でございます。地方公共団体の立場におきまして自主的にそれぞれ主務大臣なりあるいは審議会なりに意見を申し出ることができるといふことでございます。あえて法律の規定をまつまでもなく、地方団体はそのように行動をするであろうということを私も期待いたしておるわけでございます。

○佐野(進)委員 そうすると、自治省にお伺いしますが、第五条の事前調査の申し出をしたかと思つたときは中小企業団体と同じように申し出ができる、審議会その他の条文の中でやれるというように判断されておる、こういうぐあいに私どもは理解してよろしゅうございますか。この条文の

中に入っていないかとも条文と同じ効果は出せるというところでですね。

○鹿児島説明員 御指摘のとおりでございます。○佐野(進)委員 それでは、そういうように理解をいたしました。私は、この第五条の第一項のうちの「自ら調査することが困難であるもの」というのは、この説明その他の状況から言ひまして不必要であるという印象を受けておるということをし添えて、次に進みたいと思ひます。

次は、第七条であります。これは「調整勧告」の問題であります。この項で、これは第五条と関係があるわけでございますが、主務大臣は、前条第一項の規定による申し出があった場合にあって、同項に規定する事態が生ずるおそれがあり、かつ当該申し出をした中小企業団体及び当該申し出に係る大企業者の間において、当該事態の発生を回避することが困難であると認められる場合において云々というふうなことになるわけでありまして、この第七条の調整勧告は中小企業団体の申し出があった場合にのみ発令される、この条項は主務大臣の調査の結果に基づいてみずから判断して勧告することができ、こういうことがより適切ではないかと私は思うのでありますが、長官、どうですか。

○岸田政府委員 申し出の当事者を中小企業団体といたしました背景としては、一つは、個々の中小企業者の方々はそれぞれさまざまな立場を持っておられまして、一つの大企業の進出についても意見が分かれてくる。それらについて、やはり中小企業団体の中で思想統一をして問題を挙げたいだ、ということが実際問題としては非常に事務を促進することになるわけでございます。また、この進出に伴う問題を解決しますときには、個々の中小企業の方々と御相談してすべての方の納得をいただくということでは解決のための時間が幾らあっても足りないということが懸念されますので、中小企業団体の方を一つの当事者として、その方々で思想統一をしてもらつたことを背景に事を進めるといふのが一番解決の早道では

ないかと思つておるところでございます。

なお、また、中小企業自身も一方で大企業に対する調整を行うと同時に、中小企業自身も近代化、合理化を進めていかなければならないわけでございますが、そういう近代化、合理化の指導に当たるのも中小企業団体でございます。こういった意味におきまして、中小企業団体というものを表に立てて処理する方法をこの法律の中で取り入れたわけでございます。

○佐野(進)委員 私は、それが悪いと言っているんじゃないんですよ。そのことはそれでよろしい。ただ、しかし、それに限定するゆえに、たとえば中小企業団体の中で一人の特定の人が意図的にその結論に対して反対的な行動をとることによつて大多数の構成員がその意思決定を行うことができず、その申し出がで得ないとしたならば、そのことによって発生する影響はきわめて深刻であろうと思ひます。たとえば大企業の回し者がいた、それが何人か意図的にその行動に入つた、しかし、全体の中小企業者は、相当数の者は、そのことによってどうにもならない状況、申し出をすることができないという状況、団体の決議を行うことができないという状況、その中においてそのような事態がいたすに悪い方向に遷延されるということになったならば、これは大変なことだと思ひます。

だから、あなたの言われることはそれでいいのです。しかし、その場合においても、それを使うという形の中においてこの条項そのものは必要ではないか、むしろ弊害規定の一つになるのではないか、こういうような感じがいたしますので、その点について私はお尋ねをしておるわけでは

○岸田政府委員 先ほど申しましたように、実務上の観点から、個々の、何百あるか何千あるか、関係の中小企業の方々の納得を得るということとはかえつて時間を要するという点が私どもとしては一番ひっかかりになったわけでございますが、さりとて団体で処理をするというときに、いま御懸念のようなきことが起こつてはまた問題でございます

ます。

私どもは、団体の意思決定の方式につきましてはそれぞれの自主的なルールによって処理をされるというふうに理解をいたしております。必ずしもこういう総会の決議を経なければならないというようなかたいことを申すつもりはございません。

○佐野(進)委員 それはあなたのいまの見解ですが、法律は条文として残るわけですから、条文として残ったものについてもし間違いがあれば、これはまた法律的に係争になるわけでございますから、そのようなことについてはできる限り将来に問題を残さないようにする必要があるのではないかと申し上げているわけです。

したがって、この条項についてはこれまで後に問題にしたいと思うわけでございますが、同じくこの条項で問題になるのは、当事者間で事態の発生を回避することが困難である場合に限定をしているわけです。同じことですね。したがって、このことについてはあなたの答弁がありますから、時間の関係もございますので長くは質問いたしません。いまの条項の持つ意味は非常に多くの危険性と問題性を持つということを指摘しておきたいと思えます。

次に、第七条第三項ですが、これは先ほども議論がありましたが、具体的な問題として私は質問してみたいと思うのでございますけれども、勧告に従わない場合にその旨を公表するというのですが、公表だけで勧告に従わせるような効果を上げることができないということとは、それだけで効果があらわれるならだれもそんなに罰則をつくらず、ほかの刑法においてのそれぞれの条項が出現する必要はないわけです。しかも、倫理を外れた大企業の行為によって今日中小企業者が不測の困難な状況の中にあることはあなたもよく知っておられることです。したがって、あなたが中小企業者のためにこの法律をつくっているんだと考えられたならば、できる限り中小企業者が守られるような形の中で、しかもこの法律の発動によって大

企業の横暴なる行為がいささかなりとも、心理的であつてもよろしいが、なお具体的にとどめられるようにする幅をできるだけ多くする必要があるのではないか。これはもう常識だと思うのですね。

「それでは場合に依り、けさにもどる質問がございましたけれども、公表程度でなくして勧告、そして勧告に従わねることができない場合は罰則、制裁規定を適用する、そのために勧告、命令というような形の中で処理されるというようにしたらどうか。これはもうあなたは答弁はできないだろうということを前提にしておるわけですが、しかし、そういうような議論がなかったのかあったのか、議論があったけれどもやむを得ずこういうようなことになったのかどうか、その点くらいはここで適切な答弁をしておいてください。」

〔中島（源）委員長代理退席、山崎（拓）委員長代理着席〕

○岸田政府委員　私ども、大企業の進出問題についてはたくさんのケースを手がけまして、その都度苦勞をしてまいりましたが、私はいま振り返つてみまして、過去の行政指導はやはりそれなりの成果を上げてきたのではないかと思つております。一つのケースにつきまして大企業に中小企業の実情を話し、そしてある程度の自制を求めるという場合に、大企業の方々は大体その意を了としてしかるべき調整に応じてもらつたと思つております。

具体的なケースとして理科医ガラスのケースというのがよく問題になるわけでございますが、確かに第一回目の調整に際しましてはかなりルーズな調整でございましたが、第二回目の調整以降は約束は守られておりますし、それによって特に大きな支障が出ておるといふ現実ではないと思います。

また、軽印刷の問題につきましても、当初直営店舗の解釈をめぐりましてトラブルがございました。しかし、それも一応落着を見ました後は、大企業の側におきましては、約束をしたものは一応守るという体制で今日まで至っておりますかと思つて

おります。

もちろん、これからもいろいろな問題が出てまいります。しかし、そういうような場合に対処してどういうルールで対処するかというところは審議会でも非常に議論的になった点でございます。率直に申しますと、命令、罰則という強い規制を望む声が私どもの耳にも入っておりますもの、もし命令、罰則というようなことになりますと、一つは競争政策上のいろいろなむずかしい理念の問題もござえますが、正直に申しますと、命令を出すということになりますと発動要件を非常に限定的に書かざるを得ないと、法律上そういうふうな私どもは理解をいたしておりますし、さらに、その前提となる勧告自体の発動要件も制約をされてきます。

したがって、私どもは、これからいろいろのケースが起こってきます場合に、余り限定的な勧告、命令というやり方よりは、むしろ広く弾力的な活用のできる勧告という方式の方が事態をおさめるためには機動的に、また効果的に使えるのではないかという気持ちでいまおるところでございます。こういった点がまた同時に審議会の議論におけるおおむねの方向ではないかと理解をいたしております。

○佐野(進)委員　その審議会におけるおおむねの議論がわれわれは不満だということを前提にしながら、あなたはどうなのかということをいま聞いています。したがって、いまこの問題で審議する場合において、与野党を含めてだれもが、第三項の「勧告」と「その旨を公表する」ということだけではだめだ。勧告に従うべきものを命令し、命令に従わなかった場合においては適当な罰則を適用する。同時に、このことは第九条の「一時停止勧告」についても同様の措置を講ずるべきだ。これでは経過を報告するということだけにしかとどまらないと思うのです。

この問題については、この法律に魂を入れる、この法律が真に中小企業者のためになるというような形においては欠くことのできないもので

ある。このことだけは指摘し、このことについてはわれわれとしては強い決意を持って対応せざるを得ないということを申し上げておきたいと思うのであります。

たけれども、かつての行政指導はそれなりの効果が上がったとして幾つかの事例を報告なされましたが、私どもその点についてはそれぞれの問題に直接関係し、あるいは間接的に関係しておりますので、あなた以上にその内容については知っております。一人だと私は自負をいたしております。したがって、それらの問題が不備であるという形の中でそれぞれの人たちが促進協議会をつくり、分野法をつくらうという運動の中心になっていま努力をされておるわけです。

そこで、関係者の方々にも御出席願っておりますから、一つ二つ具体的な例について質問してみたいと思いますが、生活産業局の担当しておる問題といたしましては、いわゆる本州製紙のニューバックですか、工場がつくられるという形の中で非常に深刻な問題となり、なお今日解決され得ないという形の中で、問題は、大企業が虎視眈々として進出の機会をうかがっているということの中で非常にむずかしい状況になっておることです。

さらに、産牛局所管の中においては、三越が葬祭部門を常設する形の中で、小規模企業のこれらの方々の中では、大企業として特に日本に冠たる名を持っている三越のような大百貨店がそのようなことを行いつつあるということについてどういう経過になっておるのか。

もしこの法律が成立した場合においては、それらの人々が再びそのような意欲を持ってそれぞれに進出してこようというがごときことはもう断じてなくなってしまう。特に命令、罰則の規定がここに加わるならば、そのことだけにおいて、もはや、そういう弱者をいじめる形の中でみずからだけが生き延びればよいという大企業者のその考え方はなくなってしまう。

そう判断をされますので、行政指導を適用しつつあるこの二業種について、その実情を簡潔でよろしゅうございしますから報告をしておいていただきたいと思ひます。

○藤原政府委員 お答え申し上げます。

新潟におきましますところの本州ニューバックの進出に関する問題でございますが、本州ニューバック、本州製紙の系統の会社でございますが、以前から新潟はいまマーケットであるというふうなことから新潟の意図があったわけでございますが、たまたま新潟県白根市から誘致がございまして、それを機会に白根市に、新潟進出を企画いたしましたわけでございます。当時、四十九年でございしますが、本州ニューバックの新潟進出計画が具体化いたしました段階で地元業者及び団体等が進出反対の意向を表明いたしまして、各方面へ陳情があったというふうな承知いたしております。

これに對しまして、私も、関係者間での話し合いというのを勧めてまいりましたわけでございますが、県の方とされましても行政指導によりまして四十九年十一月に調停案を提示されまして、地元業者、団体等に打診をされたわけでございますが、地元団体等は回答を保留されたままだというふうな状態に相なっております。

ところで、現状につきまして見ますと、現在のところ、その後工場新設計画というものは一とんざを来したといひますが、一応中断されたままだになっております。その後の動きはない、こういう状態に相なっております。

以上、御報告申し上げます。

○山口政府委員 先生の御指摘の三越の葬祭業進出に關しましては、昨年の五月に三越が葬祭業に進出したしまして、全葬連の方からこれは葬祭業を圧迫するといひ異議がございまして、当事者間で話し合いを行ひましたが、直ちに結論を得るに至らなかつたものでございしますから、私どもの商務課の方に仲介、あつせんの依頼がございまして、昨年十月に両者一緒に立ち合ひましてお話し合いをいたしました結果、両者間で、三越は三越

日本橋本店以外のところでは自分の間葬祭業を行わないという形で合意が成立いたしております。

以上の状況でございます。

○佐野(進)委員 当分の間やらないわけですから、いつやるかわからないわけですね。したがって、法律ができれば自分の間が永久にということになることが当然であると思ひますので、法律の持つ意味、そして勧告、命令の持つ意味、罰則の適用の持つ意味は非常に重要であるということをお私に指摘しておきたいと思ひます。

そこで、私は、第七條第四項の問題について、この法律を実施するに当たり非常に重要な問題であると思ひますので聞いておきたいと思ひます。

建設省、農林省、厚生省はそれぞれ中小企業団体を数多く抱えておられるわけでありまして、そして、紛争の起こりやすい業種を持つておられるわけでありまして。そういったものと、当然それぞれの省庁においてこの法律の適用が行われるという形になるわけでございますが、それぞれの省庁におきましては、この第四項の「主務大臣は、第一項の規定による勧告をするときは又はしないこととするときは、あらかじめ、通商産業大臣の意見を聴かなければならない」という、いわゆる中小企業の分野の問題につきましては——この法律は「分野」ではございせんが、この法律の適用につきましても、通商産業大臣の意見を聞いた上でその措置をなされるということになるわけでございますが、それがいまこの法律を適用する際、通商産業大臣の意見を聞かずともそれができるといふことと関連いたしまして不都合があるのかないのか。そして、いままで行つてこれだとこの目下紛争中の事件に對して、通商産業大臣にその問題をお聞きになるときにどのような経路をもつてお聞きにならんとするののか、その点をまずお聞きしておきたいと思ひます。時間がありませんから簡単によろしいです。

○江上説明員 農林関係業種のいわゆる分野調整問題につきましては、主務大臣としての農林大臣が農林関係中小企業の事業活動の機会の適正な確保の観点から責任を持つて本法の施行に当たることとしております。

法第七條の規定に基づき「調整勧告」をするとき、またはしないこととするときは通産大臣の意見を聞くことにつきましては、法の運用が業種別に偏することなく中小企業の事業活動の機会の適正な確保が図られるという観点から行われたいと思ひます。

○中川説明員 主務大臣といたしましては審議会の意見を聞くというふうな手続を経て勧告いたすわけでございますが、基本的な問題について通産大臣の意見をお聞きするというふうには理解いたしております。

○河内説明員 御指摘の点でございますが、中小企業庁と十分密接な連絡をとることによりまして、法の運用について業種別に偏ることなく実施するための趣旨というところでございします。

○佐野(進)委員 大臣はここの問題についてはどのような手続をおとりになるつもりですか。長官でもいいです。

○岸田政府委員 これは主務大臣におかれまして具体的な勧告をすること……

○佐野(進)委員 いや、通産省としてどうするかということですか。あなたが取り扱うのか、直接大臣が取り扱うのか。

○岸田政府委員 実務的には、この条文は中小企業をお預かりする通産大臣が意見を聞くというふうな理解をいたしております。

○佐野(進)委員 通産大臣、そうするとこれは通産省が取り扱うのか、實際上の事務としては中小企業庁が取り扱うのか、どうなんですか。これは将来の問題としては重要な問題ですよ。どっちかということだけいいです。

○田中政府委員 通産大臣でございましょうね。

○佐野(進)委員 あなたが取り扱うのですか。中小企業庁じゃないですね。

○田中政府委員 現実には中小企業庁に書類が行

くでしようけれども、受けるのは通産大臣であらうと存じます。

○佐野(進)委員 だから困っちゃうのですよね。だから、私どもの理解としては、通産省の中に中小企業庁があるけれども、中小企業問題については中小企業庁が担当しているから、「主務大臣」ということは事務的には中小企業庁長官と読みかえていいかどうかということなんです。いいならいい、悪いなら悪いと言つてくれればいいのです。

○岸田政府委員 所掌事務からいたしますと中小企業庁において取り扱うということになると思ひます。

○佐野(進)委員 時間がないので、その点についてはその程度にしておきたいと思ひます。

そうすると、私は、この第七條の中でこれから考え方をちよつと申し述べて、大臣ないし中小企業庁長官の御意見を聞いておきたいと思ひます。各々の省のそれぞれの主務大臣の立場は明らかにされておるのですが、地方公共団体の立場というものが明らかにされてないわけですね。そういうような問題についてどうお考えになるかということ、主務大臣がそれぞれの問題を行うときに中小企業庁の方に連絡をとりますけれども、第五條の「調査」を行った結果、「それぞれの主務大臣が必要とするときは第一項の措置を講ずることができると」といふようなことはどうなのか。これは長官、あなたが実務的なやり方をするということでありまして、その点を聞いておきたいと思ひます。

それから、第二番目は、「主務大臣は第一項の措置を講ずるため、必要と認めるときはあらかじめ都道府県知事の意見を聞くことができる」ということはどうか。これは要するにいまの「調整勧告」の問題に關して、その措置を行う際におけるところの主務大臣と都道府県知事の立場をどう位置づけるかということについて聞いておるわけでありまして。

第一類第九号 商工委員会議録第十五号 昭和五十二年四月二十一日

さらに、その次は、「主務大臣は第一項の勅告及び第三項の命令」これは命令になった場合ですが、「命令を行ったときは、関係事業者及び事業者団体にその内容を通知させなければならない」これは「公表」でもよろしいわけですが、いまこの条文から言えば、公表を行ったときは関係事業者及び事業者団体にその内容を通知させなければならない。このことは「調整勸告」というこの第七条の持つ意味が非常に重要な形の中において実施される事項であります。

いま急にここで質問したので、それはいいですとか悪いですと言えないでしょうけれども、検討に値する余地があるのかないのか、その程度のことについてはひとつ御見解を示していただきたいと思います。

○田中国務大臣 私、この条文の整理に当たりましては法制局との交渉を存じ上げないのでありますが、一応考えられますことは、たとえば事前調査なんかの場合、最後の現地におけるいろいろな円満な調整をお願いするには、どうしても県知事あたりに収拾の労をとってもらわないとできないのじゃないかということでありまして、私自身が知事をやっておりますと体験に徴しても、本省の大臣がどうこうという名目にはなっており、また、長官がおられますけれども、現地におけるいろいろな円満な処理というものは、地元公共団体というふうに表示されておりますけれども、やはり県知事等々に当然収拾の労をとってもらうものだと思っております。これは誤っておりますけれども……。

○佐野(進)委員 自治省、どうですか。

○鹿見島説明員 この法案の第七条の規定につきましては、私どもは関係省庁間の事務の調整の規定というぐあいに理解いたしております。したがって、地元の公益を代表するという形で地方公共団体の長が関係機関あるいは審議会等に意見を表明する機会に十分あり得るものと考えております。

○岸田政府委員 問題によりましては、地方ごと

の特殊な事情を頭に入れて調整に当たるといふことが必要な場合が当然あるかと思ひます。

(山崎(拓)委員長代理退席、中島(源)委員長代理着席)

その意味におきまして、御提案申し上げました条文の第十一條の四項という規定がございました。「審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。」という、この規定を活用してまいりたいと思つておるところでございます。

○佐野(進)委員 そこで、時間がだんだん迫つてまいりましたので、なお聞くべき点がたくさんあるわけでございますから一応次に進みたいと思つておりますけれども、第十一條に「通商産業省に、附属機関として、中小企業調整審議会を置く。」と書いてあるわけですが、法律の名称の中から「分野」という字がどこにもなくなつたのですから、せめて中小企業調整審議会を分野調整審議会というような名にしておかれれば非常に首尾一貫してよろしいかと私は思つておりますが、この点についてはいかがですか。検討に値するかどうか。そう大したことないでしょう。

○岸田政府委員 先ほど申しましたように、分野調整という言葉を私もふだんお互いの間で使ひながら、法律的に使うということになりますと先ほど申し上げましたような点がやはり引つかかりになつたものでございますから、この審議会の名前におきまして「調整審議会」という名前をつけた経緯がございます。経緯だけをひとつお含みおきただきたいと存じます。

○佐野(進)委員 分野調整と言つたて、われわれはそれだけでも気に入らない。分野確保にしたいと思つてゐるのです。ところが、分野調整から調整だけを残して分野を取つてしまつたら何が残るのか。結局何も残らないじゃないですか。残つたものは悪い印象だけだ。調整だけする。行政指導よりももっと悪い感じがする。内容は別です

よ。この法律が何も残らない悪い法律だと言つてゐるのじゃないですよ。少なくともこの条項の中に、審議会の名称の中に「分野」を入れることが、あなたが主張され、大臣が先ほどから説明されてゐる趣意を生かす上に最も適切だと思つてゐるわけですが、これは意見として申し上げます。

最後の条項になりますが、十三條ですが、この問題は非常に重要であり、かつ、この問題に関連して目下小売商業調整特別措置法の改正が行われようとしてゐるわけですが、したがって、なぜこの条文の中にその条項を生かすことができないのか。たとえばこの法律の当初の要綱では、「大企業者が小売業その他他の法令の規定に基づき」云云という形の中において小売業を排除してゐるわけですが、対象の業種として除いてゐるわけですが、なかから「飲食店を除く」と括弧書きを新たに入れたわけですが、小売業を除いて飲食店業を入れる。飲食店業を入れるだけの幅があるならば、「政令で定める物品を販売する小売業を除く」と決めてなぜ悪いのか。これは十三條の条文の後で「政令で定める」云々ということが出てきておるわけでございますから、そのような「適用除外」の中で、そういう条項との関連の中であえて強調してここで「飲食店業を除く」と書かれる意味が首尾一貫しない。しないどころの騒ぎじゃなく、むしろ感情的に処理されておるのではない。

小売商業調整法を改正するというむずかしい仕事を押しつける中で、結局小売商業調整法の改正もできない、結果的に小売業を締め出してしまへ、しかし飲食店業だけはここで生かしてやろうというところは、頭のいい長官としては、ちょっと頭がよ過ぎてそんな変な表現になつたのじゃないか。われわれの立場からすればいぶん弱い若いじめじゃないかということになる。

先ほど来小売業の問題については大臣その他からたびたびお話しもあり、本会議におけるお話しもあるわけですが、「(飲食店業を除く)」ならば、「政令で定める物品を販売する小売業を除く」と

いう文字を入れることがなぜできないのですか。政令で決めるのですから、後で「他の法令において定められている業種で政令で定めるものに属する事業につき、」云々という形もありますので、それでいいのじゃないかと考えるわけですが、いかがですか。

○岸田政府委員 考え過ぎではないかという御意見でございますが、私どもは非常に素直に考えたつもりでございます。

この新しい立法は、製造業、卸売業、サービス業等々各般の業種についての一般的なルールを示したものでございますが、ただ、小売業につきましては、御承知のとおり大規模店舗法があり、商調法があり、別のルールがすでに先行してゐる。しかも、そのルールを見ると、内容としては、地域的の調整をし、また、この法律が考へております運用以上の運用も可能であるし、また、弾力的な運用も可能である。こういう道具がすでにできておることでありまして、小売業をのけものにすると経緯でございまして、小売業をのけものにすると取り残すというふうな趣旨では決してございせん。

○佐野(進)委員 この項についてじっくり議論したいと思つておつたのですが、時間がなくて残念です。時間を削られたのでしょうがない。

それでは、私は申し上げますが、「飲食店業」というものを特に入れた趣旨というものは、それぞれの理由があるならば、適用除外の政令の措置はそこに直接該当いたしません。この法律に準じた取り扱いをするお考えがあると判断してよろしいのかどうか、この点をひとつ明確にしたいでございます。簡単にいいです。

○岸田政府委員 既存の法律があるがゆえに外したということをおし上げましたが、大規模店舗法及び小売商業調整法は一般の消費者に対する物品の販売を業としてゐる狭い意味での小売業を対象としておりますので、飲食店は対象といたしておりません。したがって、飲食店につきましては新しく提案しております法律でカバーするという考

れたのか、この点について御答弁をいただきま
す。

○田中国務大臣　先ほど来申し上げましたように、
小売というものは不特定の顧客に対してまして物品

を販売するのが小売でございまして、そういう点では、その小売の中の大きなものは大規模店舗法によりまして大型の小売であります。それから、商調法に規定されておりますのは小型の小売でございまして、両方ともいま申し上げたように不特定の顧客に対して販売をいたす商業でございまして、今度の分野調整法の対象といたしましたのは製造業と卸売業とサービス業でございまして、その点は一応一線を画しておる、かように存じます。

○長田委員 卸売の場合は、商業でございまして、問屋特定の特典のチェーンの小売に卸すというふうなかつこうになりますから、その点は、先生のおっしゃったように小売とどうこうという問題は一方においては商調法におきまして小売対他の分野の調整をし、他方、本法におきましては製造業、卸売業、サービス業というふうなものを行政対象にした立法をいたした、かように考えております。

○長田委員 大店法あるいは商調法の運用で十分であるというふうな御見解でありますけれども、これが十分に機能して運用されていいために、小売業界からも本法の対象としてほしいという要望がたたくさん実は参っておりますのであります。一步譲って伺いますけれども、大臣、大店法、商調法を改正する考え方はございまして、

○田中大臣 いろいろと客観情勢の変化によりまして、大店法をつくりました当時の沿革、つまり百貨店からスーパーになり、それから寄り合いの店舗になったりなんかして、だんだんと大店法の内容そのものも変化いたしました。ところが、商調法の小売の方もまた客観情勢の変化がございまして、さような意味におきまして、大店法あるいは商調法というものが現行の法律どおりでよろしいのかというところに相なりますと、これは周囲の事情によりまして他日これらのものを検討いたさなければならぬでございまして、今回におきましては、御審議を願っておりますのは、いまの小売関係を除きました製造業、卸売業、サービス業を対象にいたしました分野におきま

て御審議を賜っておる次第であります。

○長田委員 過日の新聞報道によりまして、自民党では商調法の改正案を今国会に提出すべきであるとの見解が出されておりますけれども、この点はいかがでしようか。

○田中大臣 われわれは政府といたしまして本法を御提案申し上げておるようなわけであります。自民党がどのような動きをし、また、御意見をもちか、それはまた私からお答えもできませんし、私どもと立場も違ふと存じます。

○長田委員 それでは、大臣としては、商調法、大店法は改正すべきであるという考え方はお持ちですか、お持ちではないのですか。明確にお答え願いたいのです。

○田中大臣 いろいろの客観情勢その他経済関係の変化によりましてそういうことが必要に相なった段階におきましては当然考えなければならぬことは、これは政府といたしましても当然の責務でございまして、

○長田委員 現行の商調法は機能しておると当局はお考えでしようか。機能しておるかどうか。

○岸田政府委員 商調法の中にはいろいろな規定が含まれております。たとえば購買会に関する規制の問題、あるいは小売市場に関する規制の問題、さらに中小小売商とその他の者の間の紛争に関してあつせん、勧告、調停をする規定等々、さまざま内容が含まれております。全体として機能しておるかという点は、内容がさまざまでございまして、一概にはお答えしにくいかなと思っております。

その中で、購買会の規制が余り動いておりません。それから小売市場に関する規制は、各府県においてそれぞれ許可制の運用に当たっておられます。ただ、最近小売市場の内容自体が相当実質的に変わってきておるといふ点の一つの考慮すべき事項ではないかと思っております。

それから、勧告、あつせん、調停の規定でございまして、これはこの条文自体を動かして紛争が処理されたという事例は数が少のうございまして

が、いわばこの条文があることを背景にして都道府県知事が事実上行政指導のかつこうで問題を処理されたというケースはかなりの数に上つておる、かように理解いたしております。

○長田委員 有効に機能していないために自民党内でも改正を主張しておると私は見ておるわけでありまして、

次に、大規模小売店舗のことについてお尋ねをするわけでありまして、現在各地方自治体が独自で大企業の小売店舗規制の条例化を図つておりますが、これらの実態はどうなつておるか、お示しをいただきたいと思ひます。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

現在、条例によりまして小売店舗についての調整のルールを決めておられます。市と町で八件、計九件ございまして、そのほかに指導要綱というふうな形でそういったルールを決めておられます。市と町で十四件、計二十六件ございまして、合計いたしまして三十五件が何らかの形でそういう調整のルールを持っております。

○長田委員 政府は三月二十六日に大店法の法律と条例との関係につきまして見解を示したわけでありまして、この見解の中にある「合理的」と考えられる内容を有する」ということについて具体的に説明をしていただきたいのであります。また、合理的でないとする場合はどういう場合を指すか。この点をお願いいたします。

○山口政府委員 この条例につきましては統一見解を先般お示し申し上げたわけでございますが、その中で申し上げました条例の内容が合理的であるか否かという点につきましては、やはり、その地域の実態あるいは規制の態様等を総合的に勘案いたしまして判断されるべきものと考えております。

基準面積は、大店法によりまして、指定都市の場合には三千平方メートル以上、その他千五百平方メートル以上というのが基準面積になっておりますが、この大店法の対象になつております

基準面積以上の店舗については、その規制の必要性が強いというところから法律によって規制が設けられておるわけでございまして、そういった趣旨から見まして、一般的に規制の必要性があると考えられるような基準面積未満の店舗に、ある程度それを下回つておるといふような店舗につきましては、そういうものにつきまして特段の事情なくあるいは法律と同じような厳しい規制を設けるといふ場合、先ほど申し上げましたような地域の特殊性あるいはその他を総合勘案して合理的であるかどうかというふうな判断をしてみるべきものと考えております。

○長田委員 いまの合理性という問題でありますけれども、地域の特殊性でございまして、それが合理性ですか。

○山口政府委員 地域の特殊性によりまして、その規制の態様その他につきましていろいろなケースがあると思われまして、そういった点も勘案いたしまして合理的であるのかどうかというふうな判断をすべきものと考えております。

○長田委員 私はこの統一見解を見まして非常に納得がいかなかったのであります。と申しますのは、この「合理的」と考えられる内容を有する条例を制定して規制を行うことは、ただちに違法であるとは言ひ難い」というのは、どちらともとれるというふうなことでございまして、このような見解を出されても実用面では効果はないのではないかと、統一見解としても非常にあいまいなものではないかと考えますが、通産大臣、どうでしょうか。

○田中大臣 法制局のその見解に対しては、政府の統一見解でありますからやむを得ませんけれども、私どもの立場からいたしますと、やはり、政府の真意としましては今後も御相談を要する内容じゃないかと考えております。

○長田委員 公正取引委員会は、地方自治体の条例の制定化についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○澤田政府委員 お答え申し上げます。独禁政策上のためには申すまでもございませ

んが、公正かつ自由な競争を促進して消費者の利益を図るという観点から申しますと、一般論としては市場への新規参入を制限するということはどうも好ましいとは申せないわけでございます。

しかし、先ほどのお話のように、最近、地方自治体におきまして、大店法による規制基準未滿の規模の店舗の進出規制強化の動きが各地にあるわけでございます。これについては先ほど話に出ました政府の統一見解がございまして、直ちに違法ではない、こういうことでございまして、行き過ぎた規制に陥らないように、地方の実態に即した限界において慎重に対処してほしい、かように考えておるわけでございます。

○長田委員 どのような条例の場合独禁法上好ましくないというのでしょうか。

○津田政府委員 その条例自体が違法ではないという統一見解を前提にして考えるわけでございますが、それぞれの地方の実情は恐らく違ふと存じます。その地方の実態に即した、先ほど合理的という言葉がございまして、そこに無理のない限界、したがって、大店法において規制されております基準をほんのちょっと外してその地方の実態に合わないというような進出をするという場合に、条例によって規制されることがいけないというふうには申せないが、そういうことは避けるべきだ、しかし、それが相当規模を落としたもの、それまでも新規参入を制限することはいいかどうかというところは独禁政策の精神も考えて適当に考慮してもらいたい、こういうことにならうかと存じます。

○長田委員 実は、私が申し上げたいのは、大規模小売店舗法が有効に機能していない、そのために条例の制定ということになってきたということでありまして、大規模小売店舗法の改正を求める声が非常に強いわけでありまして。一般に、大規模の小売店舗の進出を許可制にすべきである、あるいは対象基準面積を引き下げるべきであるとの意見がたくさん出ておりますが、こうした意見に對

して当局はどう考えていらっしゃるのか。

○田中政府委員 中小企業庁長官からお答えいたします。

○山口政府委員 小売に対する規制の問題につきましては、御高承のとおり、現在高度成長期から安定成長期に入るといふ関係で、いろいろな経済的あるいは社会的な構造化のある時期を背景にいたしまして、これからの小売業のあり方はいかにあるべきか、あるいは小売業の振興をどういうように図っていくべきか、そういった点を総合的に勘案いたしましてその対応を考えるべきであるというように考えております。

このような観点から、この問題につきましてはできるだけ多くの関係者の方々の御意見を伺いまして、それを調整いたしまして検討をしてまいりたいと考えております。

○長田委員 そのような大店法についての改正も考えておるといふことでありますので、次に内容に入ります。

本法の第五条についてお伺いしたいわけでありまして、ここに述べられておりますことは、中小企業団体について、「その構成員の大部分が中小企業者である団体であつて政令で定める要件に該当するもの」とありますけれども、具体的に「政令で定める要件」といふのはどういふものでしょうか。

○岸田政府委員 本法の申し出資格を持つ団体としましては、商工組合、商工組合連合会のみ、これと同等の実質を有する団体として一定の要件を備える環衛組合、事業協同組合、社団法人等を政令で定めたいと思っております。

従来のいろいろの事例を見ておられますと、大抵これらの方々が当事者として問題を提起され、そして調整に当たっておられるというのが実例でございます。

○長田委員 中小企業団体の中では事業協同組合が多く存在いたしておりますが、事業協同組合はすべて入ることになっておられるのかどうか。また、政令で指定されない団体でも、統一した意見をも

つて調整してもらいたいという申し出があった場合に、全くこれを無視するのか、あるいはまた政令で指定されない大きな団体で、完全に意思統一がされなければ申し出はできないのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○岸田政府委員 内容についてはいまさらに詰めておりますが、私もいま考えております中小企業団体の要件としましては、一つは同業者の団体であること、それから当然のことながら中小企業者の団体であること、さらに地域の広がりとして、これは都道府県ないしそれを越えるような地域的な広がりを持った団体というものを当面念頭に置いております。そして、その地区における同業者の一定部分以上を構成員としているということが一つの要件になるのではないかと考えておるところでございます。

○長田委員 中小企業団体からの調査の申し出について、主務大臣は当該申し出に相当の理由があると認めたときには調査を行うことになっておりますが、その「相当の理由」といふことはどういふことか、また、調査の前の段階で相当の理由ということを大臣が判断できるかどうか、その理由が判断できるかどうか、この点はいかがでしようか。

○岸田政府委員 第五条第二項で「相当の理由があると認めるとき」という表現がございまして、これは大企業者が中小企業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある進出計画を有しているというふうにして申し出資格団体が判断したこと、それから、同時に、当該団体が第六条の申し出を適切に情報に基づき収集することが困難であると判定したこと、この二点について受当と思われる理由があると主務大臣が判断したときにこの規定に該当する、このように理解をしております。

○長田委員 調査の前の段階でそういう判断はできるのでしょうか。

○岸田政府委員 中小企業の方々が日ごろ仕事をしておられまして、いろいろの情報が業界を通じてあるいは地域を通じて入ってくると思ひます。どうもあの企業が進出をするらしいとか、どうもこの地点にねらいをつけているそうだとおもうような情報がきましても、それだけでは本当に自分どの程度の影響があるかということがなかなかわかりません。やはり、一体どの企業がどの程度の規模でどこへ進出してきてという内容がはっきりわかりませんと、実際の影響というものが身にしみてわからないわけでございます。

「中島(源)委員長代理退席、委員長着席」

したがって、中小企業自身もいろいろお調べになるでしょうが、やはりおのずから限界があるという場合には早速主務大臣に申し出ていただきまして、そして主務大臣がそれをお手伝いする、主務大臣としてわかる範囲のことを調べて情報を提供してあげるといふのがこの制度の趣旨でございます。

「相当の理由がある」といふ表現はいまのような趣旨に即して理解をすべきものではないかと思つておるところでございます。

○長田委員 中小企業団体から中小企業にとつては全く大きな問題でございましてその申し出がございまして、主務大臣はそれを受けて調査を行うわけでありまして、実際問題として、主務大臣がこれは相当の理由がないとする場合だつてあり得るわけでございます。この点はどうでしようか。

○岸田政府委員 この規定の趣旨は、制限的に申し出を排除するための要件として書いたものではございません。まさに中小企業者として知りたいことが自分では知り得ないといった場合には主務大臣が調査のお手伝いをしようという意味で書かれたものであると私どもは理解をいたしております。

○長田委員 そうしますと、中小企業団体が調査の申し出をした場合、一〇〇%主務大臣はこれを前向きでやりますか。

○岸田政府委員 当然に周知の事実になつておる

ことは中小企業団体としてわかつておると思いますが、それ以外のところでこういう点がわからないというように申し出があれば、当然私もそれを受けて、調べられるだけのものは調べるといのが基本的な姿勢であろうと思います。

○長田委員 次に、五条では、「中小企業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大の計画を有している」と認めるときは、「主務大臣に対して調査を申し出ることができるとなっておりますが、情報の収集能力がきわめて弱い中小企業者がこうした情報をキャッチするのは、大企業の商品あるいは製品が市場に出回った時点であり、大企業がある程度市場に進出してきた段階でなくてはキャッチできないと私は思うわけであります。このような場合、大企業に対して本法ではどのような処置を講ずるのか。もうすでに事業が開始されて、製品、商品が回ってくる時点でキャッチする、申し出があった、その場合にどう対処しますか。

○岸田政府委員 いまお話がありましたように、既成事実が進行してしまつてから、さあ大変だ、問題を解決しなければならぬというふうなことになるますと調整自体もかなり難航すると、私も従来の事例でそう感じておるところであります。したがって、なるべく早く問題をキャッチし、問題に対する適切な手を打っていくということが必要でございます。その意味におきまして事前調査の規定も特に設けたいという経緯でございまして、これをうまく活用していきたいと思っております。

もちろん、そのほかに通産省自身にもこの調整問題に関するモニターがおりますので、これらについても情報を鋭意集めて問題の事前解決に努力していきたいと思つておるところでございます。従来の事例をいろいろ見てみますと、確かに御指摘のように既成事実がかなり進んでしまつてから問題が起これという例もございしますが、かなりの部分につきましてはそういう計画があるという

ような段階から問題がキャッチされて、そしてその計画自体をどうするかということの中で中小企業団体側からいろいろの働きかけが行われ、そして役所が入つて問題を解決するという、こういう事例も非常に多いわけでございます。

○長田委員 すでに進出してしまつておる大企業についても何らかの改善処置を規定すべきではないかと私は思いますが、この点はどうかでしょうか。○岸田政府委員 ある程度進出が既定の事実になつており、それが結果として中小企業の経営に大きな影響を及ぼすということは放置するわけにはまいりません。まさにそのためにこの法律ができて、そしてその法律の中に「勧告」という制度が用意されておるわけでございます。したがって、私も、私どもは、これでは大変だということ、中小企業団体から勧告の申し出があり、早速実態を調べて、そして中小企業調整審議会の委員の意見を聞いて必要な勧告をするというものを的確にやつてまいりたいと思つております。そして、その勧告につきましましては、単にこれから先ふやさないというだけではなくて、過去のでき上がった事実自体についても必要な調整の対象にやはりなり得るのではないかと思つておるところでございます。さらに、こういった調整をするためにかなり時間がかかつてしまつて、その間に既成事実がさらに進んでしまつてしまつて、その間に懸念されまので、特に「一時停止勧告」という条文を設けまして、必要なときには審議会の意見を聞きまして大企業の計画の進行に対してストップをかける、いわば現状凍結を大企業に要請する、こういう道も開かれておるところでございます。少し道も開かれておるといふことがないようにこの法律を運営していきたいと思つておるところでございます。

○長田委員 具体的にお伺いしますが、工場を建設してしまつた、あるいは従業員も雇つてしまつた、設備も機械も全部入れてしまつた、操業を開始して商品、製品が回つてきてしまつて、流

通しておるというふうな、そういう段階で強い処置というものはありますか。○岸田政府委員 その事実ができてから何年もたつて、その間ある程度中小企業の方々の経営も維持されているという昔話ならばいいが、当面新しい工場ができて問題が起つたというふうなときには、やはり、勧告の中におきまして、操業率を下げてほしいとか、あるいは設備の稼働をこういふふうにしてほしいとか、あるいは販路をこういふふうな形に限定してほしいとか、さまざまな内容の勧告が予定し得ると考えておるところでございます。

○長田委員 そういふ意味でも、この「調査」の問題でございますが、大企業に対する強力な調査権は持つていないと私は考えておりますが、この点について大臣はどのようにお考えでしょうか。○田中政府大臣 ただいま長官がお答えしたように、調査権というものの完璧は期しがたい次第であります。しかし、調査をするということは効果は政治的に非常にあるのではないかと私は考えております。

現実の実態の調査につきましては、現地の調整官もおりましようし、それからまたいろいろな公共団体等の、あるいは組合等のニュースも入つてまいるのでありましようから、そういう点では、調査というものの完璧と申しますか、データ上の収集には困らないのではないかと私は考えます。○長田委員 それでは、この調査を大企業が拒否した場合、当局はどう対応されますか。○岸田政府委員 いままでの経験からいいますと、大企業に対して進出計画の内容をどういふふうなものであるかと問い合わせましたときには、これを拒否されるというふうな事例は余り経験いたしていません。特に、今回の法律ができて、調整の申し出をしましてからの調査につきましては、まさに強制的な調査になるわけでございます。その前段階の調査自体もかなり強い意味を持つておるといふふうに私も理解しておりますし、また、調査の対象になる大企業もそう

いう受けとめ方をするのではないかと思つておるところでございます。○長田委員 この調査に当たってはどのような組織形態で臨むのか、構成人員はどのくらいと考えておるのか、お伺いしたいわけでありまして。さらに、この種の問題は地域性が非常に強いわけでありまして、速やかに調査結果をもちたすためにも調査権を都道府県知事に委任する方がよいのではないかと考えられますが、その点はいかがでしようか。

○岸田政府委員 この調査に当たりますのは、まさにその業種を所管しております各省主務大臣でございます。現実には、たとえば繊維に關して問題があれば通産省の生活産業局がその衝に当たるといふことでございまして。それで、大企業の方々にいしても、そういうルートで調査が依頼をされれば、やはりこれは誠に応ずるといふのが常識でございまいしょうし、また、従来からやつておりました実績を見ましても、それについて拒否するというふうなことは余り経験いたしていません。

○長田委員 都道府県知事に委任するという点はどうですか。○岸田政府委員 いま考えております段階では、むしろ各所管原局のルートが一番従来からの御縁も深いし、また、実態を把握するのにも業界の事情をよく知つておる。そういった意味からすれば、主務大臣を通ずるルートが適切なのではないかと思つております。ただ、場合によりまして、特殊の地域的な事情があります場合に都道府県の協力を仰ぐというふうなこともケースとしてはあり得るであろうと考えておるところでございまして。○長田委員 次に、第七条の「調整勧告」についてお伺いするわけでありまして、当局は勧告、公表規定のみで大企業の進出に歯どめをかけることができるとお考えでしようか。○岸田政府委員 私ども、従来から、いろいろの問題が起こりますたびに一つ一つ実態を調べ、大

たとおりでありまして、一番今日まで苦勞を重ねました長官といたしましては、この法案に対しましてもずいぶんいろいろと意見もあると思います。なお、また、本案が審議会の場においてい

いろいろ論議を尽くされて、そしてかような段階において成案となったわけでありますが、しかし、ただいまもいろいろと御意見のありますように、客観情勢のいろいろな変化に伴いまして、これが十分である、これでももう万事が解決したのだということにはもちろん相なっておりませんことは御案内のとおりであります。また、さらに、そういうふうな幾多の御意見を加えましてよりよいものになる時期もあらうと存じます。

資等は上半期に七三%をせひとも完遂するというところで、大蔵大臣が本部長になりまして推進対策をいたしておるような次第でありまして、仕事の面におきまして、予算の決定あるいはまたその他いろいろな面におきまして、注文それ自体が発注がありますように全力を挙げて指導いたしておるような次第でございます。

して、それに従いまして今後短期金利、長期金利の見直しが行われると思ひます。いまの八・九%はいわば資金コストの面から積み上げられた数字でございます。そういう前提が変わつてまいりますれば、いまの公庫の貸し出し金利自体も再検討されるということになるかと考えております。

官公需関係あるいは公共団体関係は約五〇%程度が中小企業の方に回るのじゃないか、それにいたしまして相当強い指導がなければならぬ、かように存じておる次第でございます。

○長田委員 それでは、最後に、当面の問題について何点かお伺いしたいと思います。

○長田委員 こうした中で連鎖倒産を食い止めるために、ただいま御答弁いただきましたとおり、政府系の中小企業金融三機関から緊急融資を決めたと言われたわけでありますが、その内容についてちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○長田委員 この利率を見ますと、八・九%というのは中小企業に対しては非常に負担が重いと思ひますね。一%下がって、大体八%ないし八・一%ということも換算されるわけでありますけれども、もう少し下がりますか。

○長田委員 それでは、私の持ち時間が参りましたので最後に要望を申し上げておきます。

○田中大臣 御指摘のとおり、三月に千七百五件という最高の倒産件数でございました。われわれは、本件に際しまして、特にいままでも倒産防止の業種指定等をいたしまして、信用補完の面におきましてはきめの細かい指導を重ねておりましたが、特に連鎖倒産防止のための金融の特別措置を先般決定いたしました、期限の延長でありますとかいろいろの措置を決定いたし、同時に、末端の通産局を通じて現地のきめの細かい指導を開始した次第であります。

第三番目に、担保徴求に当たりましては、経営の実情に応じ弾力的に配慮するように指示をいたしてございます。特に、国民金融公庫及び沖繩公庫の生業資金につきましては、原則として無担保で貸し出しをすることができるようにと考えておるところでございます。

○田中大臣 先ほど申しましたのは官公需ではございません。つまり、五十二年度の予算が通過いたしましたに当たりまして、特に公共投資等を中心といたしまして、予算の執行を上半期に七三%までに指導する、こういうことでございます。

○宮田委員 大臣、大変お忙しいようでございます。中小企業を取り巻く環境は大変厳しいわけでございます。ほとんどの方々が将来展望を持っていないのじゃないかと思ひます。だから、今度の法案もこの展望を切り開くということも一つのねらいになっておると思ひます。ところが、巷間大分関心を持っておりましてだけに、出てまいりました法案そのものが案外に期待外れという意見が大変多いわけでございます。

○田中大臣 御指摘のとおり、三月に千七百五件という最高の倒産件数でございました。われわれは、本件に際しまして、特にいままでも倒産防止の業種指定等をいたしまして、信用補完の面におきましてはきめの細かい指導を重ねておりましたが、特に連鎖倒産防止のための金融の特別措置を先般決定いたしました、期限の延長でありますとかいろいろの措置を決定いたし、同時に、末端の通産局を通じて現地のきめの細かい指導を開始した次第であります。

要は、たとえば全体の、政府関係三金融機関の資金枠も三兆六千億でありますとか、あるいはまた無担保保証の分も四千七百億というふうな資金枠はあります。枠だけではだめなんでありまして、問題は仕事がないということがむしろ最大の悩みになっておる次第であります。そういうことから、御案内のとおり、過ぐる三月の十一日には特に四項目の景気対策を決定し、あるいは予算の成立に伴いまして、さらにこれを公共投

○田中大臣 先ほど申しましたのは官公需ではございません。つまり、五十二年度の予算が通過いたしましたに当たりまして、特に公共投資等を中心といたしまして、予算の執行を上半期に七三%までに指導する、こういうことでございます。

○田中大臣 御指摘のように、分野調整法あるいは業種指定というふうなことが過ぐる選挙を

通じましても大変に喧伝せられたわけでござい
ます。たまたま分野調整あるいは業種指定という
のは、かなり非難の多いわけでございまして、私
ども中小企業対策を口にする者は、当然選挙戦に
おきましても申したことを自分の体験から申し上
げます。しかしながら、ただいま実際の中小企業
の現状というものは、本法ができたからこれ
で豁然としてすべての問題が解決してしまおうとい
うものではないことは当然でございまして、御案
内のおりに、本法自体も、製造業あるいはサー
ビス業、卸業というふうなものに対象を限定いた
し、同時に、また、その中におきましても、御期
待のように、命令権あるいは罰則というものはつ
いておりませんし、さらにこれに對しましては明
確な分野確定ということもできておらないとい
うようないろいろの不満もあると存じますが、本
法を制定するまでの間に有識者の皆さん方にお集
まりいただいて、特に消費者代表あるいはまたそ
の他各方面の頭脳を集集いたしました審議会をつ
くったわけであります。まじめに一つ一つの事例
から検討いたしまして、つまり結論では
簡単に言えることも各論になってまいりますと
なかなかあれやこれや問題が多くて簡単にい
その簡単にいかにぬというところが審議会の非常に大
きな反省であったと思うのでありますが、ふたを
あけてみると申しますか、結論の得たところはた
だいまごらんに入れるようなまことにモデル
なものになってしまったわけであります。

同時に、また、大企業の中小企業圧迫という言
葉の中にはいろいろ事例も数多い中であります
が、しかし、大規模店舗法に基づいて行くと
商調法によって行えることと、いろいろの面がある
わけであります。具体的には今回の事業活動の
機会の確保法と同時に大規模店舗法、商調法と、
この三者を両々相まって活用すればある程度の成
果も得られるんじゃないかと思ひます。

さて、それだけではなく、ただいま問題になっ
ておりますいろいろな中小企業の幾多の悩みにつ
きましても、あるいは資金面あるいはまた信用補

完の上におきます不況対策につきましても、不況
業種指定でありますとか、あるいは倒産防止のこ
とでありますとか、その他地方公共団体あるいは
県知事さんあたりの御協力によりましていろいろ
の施策が立てられるし、当面いたしております中
小企業の悩みというものは、総合的に銘柄の多い
いろいろなものを活用いたすことによりまして、
中小企業庁を中心としたしましてぜひ所期の目的
を完結したいと思ひます。

また、同時に、本法におきましても、これが今
後将来ともに絶対に動かさないというものでない
わけでありまして、御提案申し上げました政府
案といたしましてはぜひともこれで御了承をいた
だかなければならぬと存じますが、しかしなが
ら、数年後におきます客観情勢の変化等がござい
ますれば、やはりこれを調整しなければならぬと
いうような状態にもなるものと存じます。ま
た、われわれは政府といたしまして御提案申し上
げます以外にも、政党といたしましてのいろいろ
な御見解のあることも承知いたしておる次第で
ございします。

○宮田委員 大臣、せっかくお急ぎであります
で要望を一つしておきます。

熱心に論議をされてこの法案を提出までござい
ていただいたという努力には評価をいたします
が、これに對してはかつてない期待が非常に強い
わけですから、せっかく法律をつくって実効
が上がらなければこれは期待を裏切ることになる
わけですから、そのためにこの法案をこの商工委
員会で審議をしておるわけでございしますから、審
議の過程の中でふくあいな点は直さなければなら
ぬということになると思ひますが、その際大臣は
かたくななお気持ちを持たれなくて、柔軟な姿勢
でこの審議の経過を見て、その上で最終的な判断
をしていただきますように、まず要望をしておき
ます。

お忙しいようでございますから結構でございま
す。
○田中事務大臣 いろいろと御配慮することにあり

がとうございます。せっかく宮田先生から私の方
に御質問が出ております中で、一、二お答えをいた
しまして退席をお許しいただきたいと存じます。
御質問であります。事前調査という問題が今
度入っておりますことは御了承のとおりでありま
す。同時に、この事前調査に對します行政効果で
ありますが、この事前調査をいたしますことと相
まちなして、いろいろな申し出によりまして速や
かに実態を把握できますれば、さらに勧告の中に
おきましても御承知のとおり一時停止という勧
告もできるわけでありまして、こういうことによ
って大企業の無法な一方的な進出をあらかじめ
食い止めて、そして地元の中小企業の方々の調
整、お話し合いに入ることでもできると存するので
ございします。

そういうことがたまたま先生の御質問の冒頭に
ございましたのでお答えをいたしまして、本日は
これでお許しをいただきます。
ありがとうございます。

○宮田委員 公取委員長に一つ伺いたします
が、政府案にありますが調査、勧告、公表といった
大企業の中小分野への進出の歯どめでは法律の効
果が薄れるということをおもひます。主として
おるのでございしますが、関係する中小企業諸団
体の主張も実はこの点にウェイトがかかっていると
思ひます。

先日本会議で公取委員長に質問しようという
考えを持っておりましたが、本委員会というこ
とで改めて伺ひするわけでございしますが、そこ
で、私どもの主張は先ほど申し上げたとおりです
けれども、業界団体は、一方には政府案以上に強
制力のある法律にすると独禁法上問題ありとする
意見もあるわけであります。自由競争の制限とい
うことから公取の御見解をまず承ておきたい
と思ひます。

○澤田政府委員 私ども、かねがね、大企業と中
小企業がいわゆる分野の調整問題で調和を図るた
めの立法が行われますときには、独禁法のたてま
えの公正にして自由な競争、ひいては消費者の利

益というふうなことの損なわれぬようにという
ような希望を申し上げておった次第であります
が、この法案をたまたま御指摘のように命令ある
いは罰則という形のものを含んだ強制力のある法
律にもした場合には原案と比べてどうかとい
うお尋ねの御趣旨と存じますが、独占禁止法のた
てまえから申しますと新規参入がでにくくな
る、それから政府案よりも競争制限される度合い
が強まるということはやはり否定できない問題で
あるかと考えるわけでございします。

○宮田委員 公取委員長、もうこれで結構です
からどうぞ……

それでは、この法案の基本的な考え方と申
します。最近における中小企業をめぐる諸情
勢の変化にかんがみ、「云々」ということについて
ちょっと伺ひをいたしますが、この諸情勢の変
化については今日の不況は、言うならば高成長か
ら安定成長に変わったわけですが、構造の問題が
一つと、それから弊害の問題があるわけでござい
まして、本法案が提案された基本的な考え方である
「中小企業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ」と
いう、この「変化」ということについての基本的
な考え方をまず中小企業庁としてお示しを願ひ
たいと思ひます。

○岸田政府委員 私ども中小企業をお預かりして
おります。昨今の情勢というものはまことに敵
しいものがあるというふうな痛感を感じておる
ところでございします。戦後かつてない長い不況の
中で何とか生き延びていかなければならぬ。そ
して、日本経済を支える推進力としての力を蓄え
ていかなければならぬ。さらに、それに加えまし
て、これから長い目で見ますと、従来のような高
度成長の時代から安定成長の時代に移つてまいり
ます。こういう時代では、正直に申しますと、
座つてのんびりして、そして経営が何とかな
ろうと思つておるころでございします。
私自身は、中小企業はある意味では機動力も持
ち、独創性も持ち、また経営者と従業員とが本

そこで、端的に言わせていただきますが、消費者の考え方はよい物を安くという考え方に立つわけでありまして。しかし、事業者はその事業を守るという考え方に立つわけでございますが、この点について、両面非常にむづかしい問題だと思えますけれども、この法案そのものの目的が達成でき

める関係」とはどのような内容になるか。

もう一遍申しますと、大手が代表権のある役員を送り込んでいるというような意味を持っているものか。もう一つは、「省令で定める関係」というのがありますが、これはどのような内容になるものか。この二つをお伺いいたします。

○岸田政府委員 具体的なケースについて見ま

したように、単一の会社という場合は非常にはっきりするわけでございますが、やはり、複数の会社の場合にも問題になり得る可能性はある。これが非常にたくさん数になってしまえばまた支配関係が薄れてしまう場合もあるかと思ひますが、複数の会社が親会社になっている場合、これは少し気をつけてルールづくりのときには考えておかなければならない問題じゃないかと思つてお

○宮田委員 もう一つお伺いいたしますが、孫会社の対子会社、対親会社への依存度、普通売上比率というところと思いますが、それは必ずしも高くないんじゃないか。仮に五〇%以下としましう。そんな関係の場合、大企業者の中小分野への進出と見るようになりますか、この点もお聞きたいです。

○岸田政府委員 私どもは、中で議論いたしておりますときには、必ずしも売上高に関する依存度というだけではなくて、やはり子会社と孫会社との資本所有関係も大きなファクターになるのではないかと、また、その場合における人的なつながりということも問題になり得るのではないかと、いろいろなさまざまな議論をいたしておるところでございます。

実は、このダミーの問題につきましては、他のいろいろな法令、私の記憶ではたしか外資に関する法律でも同じような問題がございまして、ダミーを規制する先例があったと思っております。そのほかに幾つかの法律が先例としてございまして、そういう先例におけるダミーの扱いというものもよく勉強いたしまして、しかし、気持ちとしては、私も先ほどから申し上げておりますように、実質的に大企業が出てくるのと同じような効果を持つものを押さえていく、こういう気持ちで内容を詰めてみたいと考えておるところでございます。

○宮田委員 次に、ちょっと質問を変えまして、大手進出の問題についてお聞きをいたします。大企業者の事業開始または大規模な拡大の計画を事前に中小企業団体が察知するのはなかなかむずかしいと思うのです。政府はそのために紛争処理体制の強化、整備を図ることにしているのございしますが、中小企業調整官一人の動員くらいで間に合うものかどうか。

細かな話になりますが、用地手当てが表ざたになりまず第一段階と思いますが、これは不動産業者が買収から造成に当たるところなのですが、

ちょっとした区画の団地造成は買い主はだれかと、何ができるのかとか、こういう調査をしなればならない。大手の工場にある空き地でくい打ちや資材の運び込みが始まった段階でも同じことが言えるんじゃないかと思うのですが、実態と法の運用、ここをどうお考えになっておられるか、その点をお伺いいたします。

○岸田政府委員 まさにむずかしい現実問題についてお触れになったと思っております。私も、従来から分野調整官を使い、あるいは分野問題に関するモニターを使っているという実情の把握に努めておりますが、それによつてすでに問題が解決への糸口を見出したというケースもかなりの数に現に上つておるところでございます。しかし、おのずから数には限界がございまして、大企業者の活動すべてについて目を光らすことは実際問題としてはおのずから限界があることは御理解いただけるだろうと思っております。従来の実績ないし実情を見ておきますと、業界の方々はかなりいろいろとそういう点の情報といえますが、勘といえますか、それをお持ちになつておられまして、たとえば業界の仲間でのいろいろな話であるとか、あるいは地域の中におけるいろいろな話であるとか、そういったことが端緒になつて問題が浮かび上がり、そしてそれに関する調整問題に発展するというケースがたくさんございまして、したがって、私どもは、政府としてもやれるだけのことはやり、また、業界としても一つの端緒をつかんでいただいたら主務大臣に申し出ていただいで私どももお手伝いをするというのをうまくかみ合せていくことが必要であらうと思つておるわけでございます。

いまお話しございましたような、たとえば土地の手当てなどの段階は一番むずかしいところではないかと思つております。建物が建つとかあるいは機械が入るといふ段階になりますと問題は非常にはつきりするわけでございますが、できれば少しでも早い段階から問題を押さえ、解決への糸口を探ることが必要でございます。

その辺のところは、運用をどうするかということとを部内でもいろいろこれから研究させていただきたいと思つております。

○宮田委員 関連がございしますが、第五条の第一項の最後のくだりに「自ら調査することが困難であるものについて」とありますが、「困難」と限定しているのは何か意味があるかどうか。

○岸田政府委員 これは、私どもは調査の申し出を制限的に運用するために特に入れたという気持ちにはさらさらございませぬ。中小企業の方々もそれぞれいろいろの情報を持っておられて、それでキャッチされた情報もありましようし、あるいは新聞等で公知の事実になつた事情もございまして、そういったものは当然中小企業の方でも心得ておられるという前提で、やはり、自分の力では探せない、もう少し細かいことを知りたいというような御希望のあつたときに調査の申し出をされ、われわれがそれを受けて調査をするということとを念頭に置いた条文でございます。

○宮田委員 大規模な進出という用語についてちょっとお伺いいたします。

大事業者の進出による影響については、全国的な規模のものとブロックあるいは都道府県単位といったものがあろうと思つていますが、すべての場合について主務大臣が調査に当たり通知をするというふうに理解してよろしいものかどうか、まずお伺いいたします。

○岸田政府委員 大規模な事業の開始または拡大の意味するところでございますが、私どもは、設備の新増設等が行われ、それによつて大企業者の事業能力が大幅に拡大し、その結果として従来の業界の需給バランスが大きく狂つてくるというようなことになれば、当然中小企業にもいろいろな影響が出てくるかと考えておるところでございます。この場合の商圏の範囲でございしますが、これは業種業態によつてかなり違つてくると思つております。私どもは、ある程度の数の中小企業者に影響を及ぼす、そしてそれらの経営に打撃を与えるということになりますと、余り局地的なものとはなかなか

そういうところまでいかない、少し広がりのあるような事業が調整の対象に通常なつてくるのであらうと思ひながら、その範囲はおのずから業種業態によつて違つてくるかと理解をいたしておるところでございます。

○宮田委員 紛争の及ぶ範囲が狭い地域に限定されたことが十分予測されるわけですか。

関係諸団体の意見として、中央の中小企業調整審議会の下部機構の設置を望む声が非常に強いわけでありまして、各省庁にまたがる問題でもございしますのでもうかと思ひますけれども、どういう機構をお考えになつておられるのか。

これに関連して質問を続けますが、審議会の中に労働組合、従業員の代表というものが考えられていないように見えておりますが、なぜ考えていないのか。審議会の中には直接関係者であります代表をやはり入れるべきじゃないかというふうに思ひますが、その点はどうか。

○岸田政府委員 私どもは、審議会の運営につきまして、一応中央で一本で処理するところをとりあへずのスタートとしては考えておるところでございます。

と申しますのは、従来私どももたくさんの方々の事例に遭遇いたしました、中央において問題として取り上げ、そして中央において処理するというケースが大体ほとんどでございます。一部都道府県のお力をかりるというようなケースもございしましたが、大部分は中央で処理をしましりましたし、また、そのことが最後のおさめのために役に立つてきたように思つておるところでございます。したがって、当初のスタートとしては中央で統一的に処理をするという体制をとりまして、さらにこの法律を運用しました経験の上に立つて、もっと新しい工夫が必要であれば、そのときにまた考えるというふうな段階を踏むことをお許しただきたいと思ひわけでございます。

それから、審議会の構成でございしますが、私どもまだそこまでよく詰めて議論をいたしておりません。委員の中に労働を代表する方を入れるとい

うことも一つの御意見であろうと思います。
なお私どもも研究させていただきたいと思いま
す。

○宮田委員 時間が参りましたから最後にいたし
ますが、大企業の進出が既成事実となって中小企
業に甚大な影響が出始め、さらに倒産といった企
業の存立にかかわるようなことがあらわれること
を想定して「調整勧告」がありますが、最も不幸
な事態となった場合の倒産、廃業、幸いにして影
響が軽微でも、個別企業あるいは同業団体と大手
との間に補償問題等が出てくることも考えられる
わけですが、こういう状態になったときにはどの
ような措置をなさるか、それをお聞きいたしまし
て質問を終わります。

○岸田政府委員 いまお話しのと点でございます
が、まず、一つ、中小企業との関係で申します
と、中小企業が大企業の進出によって倒産の憂き
目を見ないで済むようにするのがまさにこの法律
の趣旨でございます。その意味におきまして、こ
の法律が制定されました晩におきましては、こ
のことに特に頭を用いながら迅速に問題を解決し、
そして中小企業の事業機会を適正に確保できるよ
うにするというために一生懸命の努力を払ってま
いりたいと思っております。

なお、また、たしか、大企業との関係で場合に
よっては損害賠償の問題が起こり得るのではない
かというお尋ねであつたかと思いますが、これは
勧告自体が審議会の議を経ました公平なものであ
り、そしてその勧告に大企業自身も従うという前
提においてこの制度が用意をされておりますの
で、いま御提案申上げました法律の範囲内で大
企業からの損害賠償の問題が起こるということは
余り懸念をしなくてもいいのではないかと思つて
おるところでございます。

○宮田委員 終わります。

○野呂委員長 次回は、明二十二日金曜日、午前
十時理事会、午前十時三十分から委員会を開会す
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時六分散会

昭和五十二年五月十一日印刷

昭和五十二年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局